民生教育委員会会議録

招 集

令和3年7月2日(金)午前10時 議場

出席委員(8名)

(委員長) 矢田貝 香 織 (副委員長) 伊 藤 ひろえ

石橋佳枝 門脇一男 土光 均 戸田隆次前原 茂 森谷 司

欠席委員(O名)

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】永瀬部長

「市民課」東森課長

「生活年金課」的早課長 高森課長補佐兼年金医療担当課長補佐

[保険課] 森課長

[市民税課] 長谷川課長

[固定資産税課] 鈴木課長

[収税課] 影岡次長兼課長

「環境政策課」藤岡次長兼課長

[クリーン推進課] 清水課長

【福祉保健部】大橋部長

[福祉政策課] 山崎地域福祉推進室長

[福祉課] 橋尾課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

[障がい者支援課] 塚田次長兼課長

[長寿社会課] 足立課長 橋本課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

[健康対策課] 中本課長 仲田課長補佐兼健康総務担当課長補佐 小椋担当課長補佐

【こども未来局】景山参事兼局長

「こども相談課] 瀬尻課長 松竹家庭児童相談室長

[子育て支援課] 金川課長 大谷子育て政策担当課長補佐

井上子育て支援担当課長補佐

【教育委員会事務局】松田局長兼教育総務課長

[教育総務課] 斎木教育企画室長 東森課長補佐兼学校管理担当課長補佐

[学校教育課] 西村課長 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐 住田学務担当課長補佐

[生涯学習課] 木下課長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

傍聴者

安達議員 稲田議員 岩﨑議員 遠藤議員 岡村議員 田村議員 又野議員

三鴨議員 矢倉議員 渡辺議員

報道関係者3人 一般10人

審査事件及び結果

議案第58号 専決処分について(米子市市税条例及び米子市市税条例の一部を改正 する条例の一部を改正する条例の制定について) [原案承認]

議案第61号 米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて [原案可決]

議案第62号 米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第63号 米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一 部を改正する条例の制定について [原案可決]

陳情第84号 成年後見制度利用支援事業に係る予算要望と給付要件の緩和について 「不採択〕

陳情第85号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度 政府予算に係る意見書採択の陳情について [不採択]

陳情第90号 淀江保育園・宇田川保育園統合園計画地への搬入土壌について

「不採択]

陳情第91号 淀江保育園・宇田川保育園統合園計画地の土壌の科学的調査について 「不採択」

報告案件

・こども総本部(仮称)の設置に向けた検討状況について

[教育委員会]

議題

・広報広聴委員の選出について

午前10時00分 開会

○矢田貝委員長 ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

本日は、6月29日の本会議で当委員会に付託された議案4件、陳情4件について審査をいたします。

初めに、陳情第85号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022 年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体、鳥取県教職員組合西部支部書記長 の西田周郎様に御出席いただいております。

早速、説明をしていただきたいと思います。説明は分かりやすく簡潔にお願いいたしま す。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、西田様、お願いいたします。

〇西田氏(参考人) 鳥取県教職員組合西部支部で書記長をしております西田と申します。 本日は、このような機会を設けていただきありがとうございます。

それでは、陳情に移らせていただきます。学校現場は、新学習指導要領への対応、IC T教育の推進をはじめ、いじめや不登校、特別支援教育の対象となる児童生徒の対応や新型コロナ感染症に係る対応や配慮、あるいは児童生徒の心のケアや消毒作業など、学校を 取り巻く状況がますます複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は増大しております。それにより、より丁寧な指導や支援、対応を学校のほうでは行っております。

今年度の4月1日付で義務標準法が改正され、小学校の学級編制基準が2025年度までに段階的に35人に引き下げられます。中学生や高校生においては、体が大きくなり思春期を迎え、複雑な悩みを内面に閉じ込めてしまうこともあり、教職員の目が行き届く必要性があります。1クラスの人数を減らすこと、あるいは授業等によって少人数指導、複数教員によるチームティーチングなどを行うことにより、授業をはじめ様々な場面で、より一人一人に目が行き届き、きめ細やかな指導をすることができます。少人数学級の必要性は中学校、高等学校においても変わりません。小学校に止まることなく実現を求めていくことが必要です。

また、きめ細かい支援や指導をしていくためには、打合せ等も必要です。多くの学校では時間をかけて打合せや準備をし、今後の方針などを話し合って対応をしています。そのため、子どもたちの豊かな学びを実現するための授業準備や教材研究が、勤務時間が終わってから行うなど、十分に時間を確保することが困難な状況となっています。長時間労働を是正し、教職員が一人一人の児童生徒の指導に専念できる環境を整えるために、例えば授業時間の持ち時間の軽減であるとか、小学校でしたら専科指導の加配の充実、増員など加配の増員、あるいは養護教諭、事務職員などの少数職種など、教職員定数改善を推進していただけたらというふうに思っております。

全国で、35人学級を実現させるために、チームティーチングや少人数指導のために配置されていた加配の一部が35人学級のための定数として使われています。今回、国の教職員定数改善に伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されています。鳥取県は、小・中学校における少人数学級を全国に先駆けて実施しています。35人学級の実施による教職員定数の改善の恩恵が、鳥取県のように努力して35人学級を実現しているところに及ばないようでは困ります。ぜひ、様々な教育課題に対応する加配定数を維持、拡充されるような措置を行うことを国へ働きかけていただけたらと思っております。

最後ですけれども、高等学校のほうは管轄が県のほうですけれども、米子の子どもは小学校、中学、高校、大半の子が米子で学んでいる子が大半です。そのような米子で学び育った子がふるさとの米子に誇りを持って、できる限りまた米子に戻ってきてもらいたいなという気持ちでおります。ぜひそういった子を育てていかないといけないなというふうに私たちは思っております。

このような観点から、2022年度政府予算編成において陳情項目が実現されるよう、 地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。以 上です。

〇矢田貝委員長 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はございませんか。 土光委員。

○土光委員 まず1つ目で、今回、陳情で35人学級、これは小中高を含めてという内容になっています。高校に関して1つお聞きしたいのですが、例えば高校で、これは単なる1つの例ですけど、工業とか商業、例えば工業のある学科で、その学科が1学級で募集をしている、多分、今は高校の募集、学級の定数40だと思います。もし違ったら言ってく

ださい。だから、今はある学科を募集するのに、募集定員40でしているのではないかと思います。これを例えば1学級35にすると、募集定員を結果的に減らすというふうな措置になる、もしくは2学級にするのかというどちらかになると思うのですが、この辺に関しては陳情者はどういうふうにすべき、どういうふうに考えていますでしょうか。

〇矢田貝委員長 西田様。

○西田氏(参考人) まず、専門学科の定員のほうですけれども、今、県内38人の学校が多いです。専門学科に関しましては、2学級っていうわけにはなかなか設備面でも難しいとは思っております。それで、定員を減らしてほしいという意図ではなくて、さらにきめ細かい指導をしていくためには、例えば1クラスは同じ人数でも少人数指導であるとか、チームティーチングが組めるように教職員のほうも増員していただきたいというふうに考えております。高等学校のほうも支援を要する生徒が増えてきており、より丁寧な対応をしているというふうに高校のほうからは聞いております。そういった点で、とにかく教職員のほうも増やしていただきたいということです。以上です。

〇矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 より丁寧な指導をするために教職員を増やすという、それは趣旨として分かります。今言ったように、今回の陳情は専門学科1学級の場合は、今、38か、それが35人学級になると募集定員は結果的に35人に、結果的に、それを意図する陳情でないとしても、この陳情の要請内容は結果的に1学級、募集定員を減らすということに直接結びつく。2学級というのは現実的に考えられないと思うので、募集定員が減るということに結果的に結びつくことになるのですが、それに関しては、それはある意味でやむを得ない、より丁寧な、よりきめ細やかな教育をするためにはそういうことも、それはやむを得ないか、もしくは特にそれは問題ではない。それは何でかというと、少子化で将来35人にしてもそんなに大きな影響というか、それはないからという考え方もあると思うのですが、その辺の考え方、どうお考えになるかをお聞きしたいと思います。

〇矢田貝委員長 西田様。

○西田氏(参考人) 本来ならば少人数のほうがいいんですけれども、なかなかもうこれはやむを得ないというふうに思っております。その中で、先ほども申しましたように工夫改善、例えば少人数でやってみるとかチームティーチングでやってみるとか、そのように細かく指導できたらというふうに考えております。

〇矢田貝委員長 ほかにございませんでしょうか。 土光委員。

〇土光委員 これは陳情の内容そのものに直接は関係ないのですが、趣旨とか理由のところで文面にあるので、教職員、学校現場が非常にいろんなことで忙しいと。その例として、コロナ対策による教室の消毒作業等という、教室の消毒作業、これって教室の消毒作業って、本来教員がやるべきことだと思いますか。

〇矢田貝委員長 西田様。

○西田氏(参考人) しないといけない部分もあるでしょうけれども、できればちょっと また外部の地域の方であるとか、外部の方であるとか、そのように働き方の部分での負担 軽減という意味でもちょっと外部から入ってきていただけたらと思っております。

〇矢田貝委員長 土光委員。

- **〇土光委員** あともう一つ質問があります。陳情の項目の3番目、自治体でということで、 国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運営の実施ができるようというところなんですが、 ちょっと私、この意味よく分からなくて、具体的にどういったことかというのを補足説明 お願いできますか。
- 〇矢田貝委員長 西田様。
- **○西田氏(参考人)** 鳥取県のほうでは、全国に35人学級を先駆けて行っております。 その加配であるとか、あるいは指導方法の工夫改善、チームティーチングであるとか少人 数であるとか、その辺りを自治体のほうでお金を出して加配をつけてもらっているところ です。それで、その加配の中から今度35人学級が全国で行われることによって、そこの 加配、ごめんなさい、国のほうが加配をつけていて、その加配のほうから35人学級に充 てるということで、実際、その加配の分が、どう言ったらいいですかね、ちょっと削られ てくるんじゃないかということを懸念しております。
- **〇矢田貝委員長** 土光委員、大丈夫でしょうか。 土光委員。
- ○土光委員 何か私のイメージでは、国の標準があって、自治体はそれよりも手厚くやってるではないかと、これは推測なんですけど。だから、何か表現で国の標準、この下回るというのがいま一歩、むしろ上回る自治体の措置、それをちゃんと維持するというふうに私は取ってるんですけど、この下回るというのがいま一歩しっくりこなくて、それで聞いてます。
- **〇矢田貝委員長** 土光委員、しっくりこないけど、意味は分かられたんでしょうか。
- ○土光委員 だから、下回るというのは、国の標準よりも下回るのは……。
- **〇矢田貝委員長** 上回るっていう、意味的には上回る。
- **〇土光委員** 手厚くというのは、普通、上回るというふうに言うと思うんですけど、下回ると書いてるのは。だから、表現上の違いだけで事実上、上回るというか、より手厚くという意味が陳情項目だと思っていいですか。それならそれでいいです。
- **〇矢田貝委員長** 西田様。
- **〇西田氏(参考人)** そのとおりです。手厚くという意味です。
- **〇矢田貝委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

- **○矢田貝委員長** 参考人に対する質疑を終結いたします。 次に、本陳情の賛同議員であります伊藤議員及び岡村議員から説明を求めます。 初めに、伊藤議員。
- **○伊藤賛同議員** それでは、本陳情の賛同理由を述べさせていただきます。まず、現在の学校における問題として、不登校の子どもたちの増加だとか、あと、発達障がいの児童生徒の増加があると思います。また、家庭においても虐待、DV、ヤングケアラー等の家庭状況の大変厳しい子どもたちが増えていて、その支援を必要とするというところもあると思います。また、基本的な学力の向上においても、学習につまずきがあるというような子どもたちも増えていると思っております。そこら辺のところの観点から、よりきめ細やかな対応ができるとしまして少人数学級が効果的というのは、文部科学省の調査でも明らかになっておりますし、また米子市においても例年現場の声、校長会やPTAのほうの要望

もあると思っております。また、県は先ほども参考人のお話にございましたように、県は少人数学級に取り組んでおります。そこのところの費用としまして私、鳥取県の教育のほうに聞いてみましたところ、県全体では平均人件費が760万としてですけれども、県全体としては192人の教職員のプラスをしておりますので、14億5,000万円、市としましては63人になっておりますので、先ほどの平均人件費を掛けますと4億7,000万というお金を県で捻出しているわけでございます。当然、これは国に求めていくべきではないかと思っておりますし、県も国のほうへ年に2回、例年要望活動をしているということですので、ここら辺の観点を考えましても、この陳情は採択をして国のほうへ求めていきたいと思っております。以上で賛同理由といたします。

- 〇矢田貝委員長 次に、岡村議員。
- ○岡村賛同議員 賛同理由を述べさせていただきます。今回の議会の関連質問でも述べたところですけども、OECDの図表で見る教育2013年版によりますと、1学級当たりの児童生徒数は、初等教育、小学校が日本は27.9人、これに対してOECD平均は21.2人、前期中等教育、中学校が32.7人に対し、OECDは平均が23.3人ということで、小・中学校とも日本はOECD平均を大きく上回っていると。そういった状況がある中で、やはり日本もきめ細やかな指導ができるように1クラスの人数を少人数にしていく必要があると私は考えています。そして、今年6月25日付の朝日新聞デジタル版によりますと、今春採用された公立小学校教員の採用倍率の全国平均が2.6倍だったということで、過去最低を更新したという記事です。これらについて、学校現場での長時間労働の問題が解決されず、学生に教職を敬遠する動きが広がっていると見られると、こういう記事の内容でした。そういった意味からも今、提案されています陳情の少人数学級について、国としても検討していくということ、学校の働き方改革や長時間労働是正を実現するための加配の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進するといったことについて、やはり積極的に意見を上げていくべきだというふうに考えますので、賛同理由といたします。
- **〇矢田貝委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

- **〇矢田貝委員長** 賛同議員への質疑を終結いたします。
 - その他、質疑等はございますでしょうか。 土光委員。
- **○土光委員** 特に質問というか、確認というか、いいですか。
- 〇矢田貝委員長 はい。
- **〇土光委員** まず一つは、先ほどちょっと質問でも触れたんですけど、コロナ対策の消毒作業、これは私は教員がやったらいけんと言わないけど、教員は本来の職務があるので、そういった消毒作業まで教員がしなければならない状況というのは、私はよくないと思うんですけど、この辺の見解をお伺いしたいです。
- **〇矢田貝委員長** 西村学校教育課長。
- **○西村学校教育課長** 御指摘のとおり、本来の業務かと問われれば、そうじゃないというような向きもあるかもしれませんが、こうした緊急事態ですので、学校のほうでは教員の

力も借りながらその日その日の消毒を行っているところでございます。例えば、担任等は やはり業務が非常に多いですので、その担任ではなくて、例えば級外の教員であったり、 そういったことで力を分散しながら協同して今、対応しているところでございます。それ から、県のアシスタント業務の非常勤講師もおりまして、そういった非常勤講師の力も借 りながら、日々子どもたちの安心安全を確保するよう努めているところでございます。

〇矢田貝委員長 土光委員。

〇土光委員 陳情の審議なのであまり深入りはしませんけど、非常事態といっても、これもう1年以上続いている状態なので、緊急避難的にはやむを得ないかもしれませんけど、こういう状況がこれからもそれなりに続く状況だということで、これはやっぱり教員にその作業をしわ寄せさせるのではなくて、それぞれの体制、例えば、要は外部の業者さんという選択肢、それからもう一つ、あえて誤解を招くかもしれませんけど言いますと、生徒がやっても構わないと思ってる。むしろ教育的な意味があると思うんです。そういうふうに私は思ってるということで、ちょっとそれ以上は、もしそれに関して答弁があればお聞かせください。

〇矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 コロナの感染拡大が広がった当初は、今申し上げたとおり緊急の事態でしたので、全職員一丸となって消毒作業を行ってきたところでございますが、委員御指摘のとおり、その後、徐々に時間がたってきた中で、先ほど申し上げたような教員業務アシスタント等を配置しながら、できるだけ一人一人の教職員の負担が減るよう今、取り組んでいるところでございます。今後もそういった視点で取り組んでまいりたいと思います。

それから、生徒自身のということですが、実は中学校の中にはそういった形で子どもたちが自治的に生徒会等の活動の一環として消毒活動等を行っている学校もございます。

〇矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 それから、もう一つ、いわゆる教員の忙しさ、時間外労働、何か教員は残業という概念がないから時間外労働といっていいのかよく分かりませんが、そういった勤務時間の通常の勤務時間で超過して働いている、そういった実態は教育委員会として、これは小・中が対象だと思います、きちっと把握はされているんですか。

〇矢田貝委員長 仲倉学校教育課長補佐。

〇仲倉学校教育課長補佐兼指導担当課長補佐 毎年9月を基準月とします県の調査がございます。本市では、月45時間超過勤務者が令和元年度に比べ、令和2年度は小学校で11.7%減、中学校においては22.5%減という結果となり、これまでの取組に一定の成果が表れているのではないかと認識しております。

〇矢田貝委員長 土光委員。

〇土光委員 県の調査がというふうに言われて、別にどこが調査してもいいですけど、実態を把握、今は減ったとか増えたという話ですけど、実際の実態というのがある程度、私たち議員も含めて知りたいので、それに関する勤務実態、超過時間とか、どのくらいいるのか、そういったことが分かる資料を後ほどでもいいですから出していただけますか。

〇矢田貝委員長 仲倉学校教育課長補佐。

〇仲倉学校教育課長補佐兼指導担当課長補佐 先ほど月の、県の調査のことを申しました

けれども、毎月、各校から勤務実態のほうの報告は受けておりますので、その中で集約したものをまた御提出できるとは思っております。また改めて準備したいと思っております。

- **〇矢田貝委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** よろしくお願いします。
- **〇矢田貝委員長** ほかによろしいでしょうか。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

初めに、土光委員。

- **〇土光委員** 採択、主張します。やはり教員の忙しさ、それから学校教育を充実するということで、1学級の定員のこと。それから、それだけではなくて、いろんな予算措置は、これは陳情の内容でそのとおりだと私は思いますので、採択を主張します。
- **〇矢田貝委員長** じゃあ、隣に行きまして、前原委員。
- ○前原委員 私は結論的には不採択ということでお願いいたしたいと思います。西田様、今日はありがとうございました。失礼します。現在、米子市では少人数学級というか、中学校で35人という形で先ほどお話ありましたけども、できてるということがあります。またこれ、少子化がやっぱり続いていきますので、もう必然的に人数も減ってくるのかなというふうに推測されます。あと、国の財源などを考えていく中で、本市においてこの陳情を上げるのはよくないんじゃないかなと私自身は思いますので、不採択でお願いいたします。
- 〇矢田貝委員長 門脇委員。
- ○門脇委員 西田様、本日はお忙しいところありがとうございました。私は、不採択、採択しないでお願いしたいと思います。先ほどからお話がございましたけども、国は小学校の学級編制を5年かけて35人に計画的に段階的に引き下げているところで、またあわせて教職員の定数も改善すべく、必要な予算措置をしているものと承知をしております。一方、この陳情では中学校、高等学校での35人学級を早急に実施することと、こうあります。そこでこう求められておりますけども、加えて来年度予算編成で実現をすることと、こういうふうに求められております。現在、新型コロナウイルス感染症の影響によって、来年度予算では様々な支援策が必要になることが予想されますことから、本陳情は国へ意見書を提出してくださいということでありますので、中学校、高等学校の35人学級については、今の段階では中・長期的に考えるべきであろうと考えますので、本陳情につきましては採択しないでお願いしたいと思います。
- 〇矢田貝委員長 次に、森谷委員。
- ○森谷委員 私も不採択でお願いしたいと思います。少子化、何人か言われましたけど、少子化ということもありますし、35人学級、また30人学級という、すべきだという意見は非常に理解できるところでございますけれども、国の動き、また自民党、与党の動き等々も鑑みて、教室の確保、また教師の増員等々、経済的な問題をどうクリアするかということもあるかと思いますので、結論的に不採択ということでお願いいたします。
- **〇矢田貝委員長** 前に行きます。戸田委員。
- **○戸田委員** 私も不採択、採択しないということを主張してまいりたいと思います。先ほど来から陳情者の方、並びに賛同者の方も御意見いただきましたけれども、国においては

40人学級を35人、これも先ほど門脇委員さんがおっしゃったように5か年計画で推移をしようとしております。そういうふうな段階的に、そういうふうな35人学級を確保していくというような国の姿勢を私は見定めていく必要があるのではないかなというふうに思います。また、陳情書の中で、さらなる少人数、これ、30人学級をということでおっしゃっておられますけれども、やはり35人学級を確保した上で多角的に検討した中で30人学級に推移するかどうかというような見極めも必要であろうというふうに私は考えております。

もう一点は、今の加配の増員等の措置というようなことも掲げておられますけれども、 やはり先ほど言いましたように35人学級をやってみて、その中でどういうふうな状況な のか総合的に検証して判断を私はすべきだろうというふうに思いますので、以上の主張に よって不採択を主張します。

〇矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 私は採択を主張したいと思います。理由については、先ほども申しましたが、 米子市の小・中学校の児童生徒においても不登校は200名を超えて、とても深刻な状況 でございます。また、発達障がいや、あとDV、虐待、ヤングケアラー等、家庭状況にお いてもとても厳しくって、支援を必要とする児童生徒の増加もあると思います。そして、 また学習面においても基本的な学業向上の面から少人数学級が効果的なのは言うまでもあ りません。そして、先ほども申し上げましたが、県は少人数学級に取り組んでいて、国を 超えて教職員の増員をしてくださってますけれども、その金額は大きなものでございます。 県は14億5,000万、その中で市の部分は4億7,000万ということです。63名の 教職員の人数を増やしていただいております。これらのことから国へ求めていくべきだと 私は思っておりますので、ぜひ採択を主張いたします。以上です。

〇矢田貝委員長 次に、石橋委員。

○石橋委員 私も採択を求めます。まず、少人数学級ですけれど、私の地元のところで小学校の統廃合の問題が、子どもの数が少ないということで起こっております。それで、小学校の先生にいろいろお話を伺いました。僻地校とかそういうところを経験された方々に聞いたんですが、少人数学級は、やはり子どもの基礎学力をきっちり十分につけるということについて、本当に力があると。子どもの数が少ないと、その子が今どの程度理解ができてるか、どこでつまずいたかがすぐ分かる。そうすると、すぐその場でそこのところを教えてあげることができるっていうふうに言われました。いじめや、それから不登校の問題でも、少人数で子どもの様子がよく見えたら、よく見えますよって、それはすぐに手が打てますっていうことでした。そのほかに、伊藤さんが言われたような虐待や貧困とかたくさんの問題がいろいろ厳しい状況になってますので、子どもの様子がよく分かる少人数学級の実現っていうのは、本当に必要だと思います。35人をまずやってから30人っていう、一律に段階的なやり方っていうことではなくって、今鳥取県のように35人やってきたところは30人というふうに、少し、まだ先に行くような形であったり、あるいは少人数にどうしてもなってしまう、少子化で、学校はその少人数を生かして、そこでやってみるっていうふうに、それぞれの事情に応じていけばよいのだというふうに思います。

それと、長時間労働は本当に大変で、担任の先生だけでなくって、小学校の非常勤講師 さんなんかでも8時、9時に帰ってくるっていうふうに、その家庭の人に聞いています。 本当に大変だと思うんですよね。事務をやってくださっている学校主事さんですか、も何年か前に時間数が減りましたよね。それから、養護教諭の方とかそういう少数の職種の方もありますけれど、そこも含めて、やはり定員とか加配を厚くしなければ長時間労働は解決しないと思います。残業っていうのがきっちり計れない職場ですから、本当にそこはよく考えないといけないし、以前から言われてる風呂敷残業も依然としてあると思います。先生たちが生徒が帰った後も忙しいというのは、いろんな事務作業などがあって、お互いの話ができないっていうことだというふうに、これも先生に聞いてます。十分に生徒のことをいろんな目で見てるのを話し合ったりする時間を十分取るのが本当に難しいというふうにも聞いています。そういうことで、2番目はやはり大事なこと。

それと、3つ目の問題ですけど、鳥取県みたいに先んじて頑張ってやってるところが、 今度35人が当たり前になったからといって後退するようなことになってはいけませんの で、さらに進めるという意味で3も大事なことだと思います。あわせて、この陳情の採択 を求めます。

〇矢田貝委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第85号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための2022年度政府 予算に係る意見書採択の陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手…石橋委員、伊藤委員、土光委員〕

〇矢田貝委員長 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第85号について、委員会審査報告書に記載する 意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に おいて集結しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

- **○矢田貝委員長** 異議ありませんので、そのようにさせていただきます。
- 西田様、本日は御出席いただきありがとうございました。 **〇西田氏(参考人)** ありがとうございました。
- **〇矢田貝委員長** 民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩午前10時53分 再開

〇矢田貝委員長 民生教育委員会を再開いたします。

教育委員会から1件の報告がございます。こども総本部(仮称)の設置に向けた検討状況について、当局の説明を求めます。

斎木教育総務課室長。

〇斎木教育総務課教育企画室長 そうしますと、こども総本部の検討状況について報告を させていただきます。

最初に、事前にお配りしております資料についてでございますが、昨日開催された総務 政策委員会に提出された資料と同じ内容となっております。まず、資料の訂正箇所が2か 所ございます。1つ目は、1枚目のまとめの検討状況についての3、想定している主な取 組の(1)のイにございます、学校教育支援員とございますが、こちら学校支援員の誤りでございます。2つ目は、資料3をお開きください。ふれあいの里の配置図でございますが、1階の図面の中央からやや右上、階段の裏手になります部屋に老人介護支援センター、地域介護実施普及センターとございますが、現在この部屋は地域包括支援センターでございます。おわびして訂正させていただきます。

それでは、こども総本部(仮称)の設置に向けた検討状況について、概要を説明させて いただきます。

1の設置の目的でございますが、家庭、地域、学校などが一体となって子どもの成長過程全体を支援する地域づくりを目指して、総合的かつ効果的に行うことができる新たな組織体制を整備するものでございます。

次に、2の検討中の組織機構改正(案)の内容についてでございますが、現在こども未 来局子育て支援課と教育委員会事務局教育総務課とを改編いたしまして、子どもに関する 施策の企画を総合調整を行うこども政策課。また、保育施設や学校施設の運営及び維持管 理、補修をするこども施設課。さらに給付事務を行うこども支援課を新たに設置いたしま す。

資料1を御覧ください。組織機構改正(案)のイメージ図でございます。左の半分が市長部局に当たるこども総本部、右半分が教育委員会事務局でございますが、左右を横断する形でこども政策課、こども施設課及びこども支援課の3つの課を配置いたします。このように、この3課は市長部局と教育委員会の垣根を越えて、業務を総合的、一体的に行っていく課という位置づけでございます。

続いて、具体的に3、想定する主な取組でございます。まず、(1)のア、スクールソーシャルワーカーと家庭児童相談室の一体的対応などによる児童・生徒に対する支援の充実でございますが、教育委員会に属するスクールソーシャルワーカーは、子どもや学校だけでなく家庭、地域など子どもを取り巻く環境に対し、福祉的なアプローチにより課題を解決する役割を担っております。また、家庭児童相談室は、虐待の未然防止を目的として、養育に関することや経済的な悩み事など、子どものいる家庭からの相談を受け、面接や電話、訪問により助言などをする家庭支援を行っております。加えまして、支援の必要な子どもや家庭については、関係機関を集めて支援について検討し、役割分担を行うとともにケースの進行管理を行う役割を担っております。そのような両者の取組を一体的に行うことにより、子ども以外の課題解決に向け取り組み、教員が本来の教育課題に一層注力できる体制を整えたいと考えております。

次に、(1)のイ、学校支援員と学童保育指導員の一体的運用と体制充実についてでございますが、学校活動の中で個別の支援が必要な児童に対し、担任の先生と一緒に学習指導や生活介助を行う学校支援員と、放課後学童保育にあるなかよし学級指導員は、現在別々の職員が従事しておりますが、可能な限り両方を兼務する職員を配置することで、個別の児童に対するより深い理解と適切な支援が実現できること、またそれぞれ人材不足の解消を図ることができると考えてございます。

次に、(2)のア、医療的ケア児への切れ目のない支援の充実についてでございますが、 医療的ケアが必要なお子さんは、本来保育園、小学校においてそれぞれ看護師を配置し、 関係機関と連携しながら集団生活を送っているところでございますが、就学前後で支援が 途切れてしまうことなどがないよう工夫し、体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)のイ、5歳児健診などを端緒とした早期支援と継続的支援の充実及び年長児、6歳児の家庭訪問の実施についてでございますが、5歳児健診などをきっかけに支援を早期に開始し、就学への不安の軽減とスムーズな就学移行、小1プロブレムの防止を目的とし、年長児の家庭に対し教育、福祉のチームで家庭訪問を実施してまいりたいと考えております。

次に、(2)のウ、学童保育の充実と放課後子ども教室の活用も含めた安全な放課後の居場所の確保についてでございますが、学童保育の充実と放課後子ども教室の活用などによる子どもの安全な居場所を確保してまいりたいと考えております。学童保育においては、待機児童が依然として発生している状況にございます。対策としては、なかよし学級については学校施設の改修に向け拡充を進めるほか、民間学童クラブの増設や定員の増に取り組んでいるところでございます。本市は現在放課後子ども教室は実施しておりませんが、保護者の就労の有無にかかわらず全ての児童が放課後を安心安全に過ごし、様々な体験活動を行うことができる放課後の居場所としての放課後子ども教室の実施が待機児童の解消にもつながると考えており、放課後子ども教室の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

(3)、ア、地域との協働による学校経営の推進についてでございますが、コミュニティ・スクールにつきましては、現在モデル校、尚徳中学校区、淀江中学校区内の6校におきまして準備会を立ち上げ、来年1月の学校運営協議会設置に向けて取り組んでいるところでございまして、地域全体で子どもの成長を支える体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、ふれあいの里におけるこども総本部及び教育委員会各課等の配置案につきましては、資料3にお示しをしているとおりでございますが、入り口に最も近い場所にこども総合相談窓口を所管とするこども相談課を配置し、その隣に学校教育課を配置する案としております。このように相談が来られた方が利用しやすい環境づくりに配慮するとともに、子どもへの支援に一体的に対応する課を隣接配置することなどによりまして、迅速かつ適切な支援を行うことができる体制を整えることとしております。説明は以上でございます。

〇矢田貝委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。 前原委員。

○前原委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、教育委員会とはあんまり関係なくなっちゃうのかもしれませんけども、こども総本部ってとってもいいと思うんですけども、例えば就学が終わって18歳から30歳ぐらいまでの子どもたち、特にニートというかひきこもりとか、そういった人たちを対象とする課はどこになるんですか。

〇矢田貝委員長 景山参事。

○景山参事兼こども未来局長 18歳以降ということでございますけれども、現在重層的支援体制整備事業のほうを進めておる中で、断らない相談支援体制ということを福祉保健部の中で広げているところでございますので、これは窓口といいますか、どこでお受けしてもどこでもお話を伺って、その内容によってチーム支援を行っていくというふうに考え

ておりますから、こども総本部はおおむね18歳ではありますけれども、そのような御相 談があった場合でもお受けするようにしていきたいと思っております。

- 〇矢田貝委員長 前原委員。
- **○前原委員** 分かるんですけども、年齢で区切るのはどうかなって正直思うところもあります。ただ、継続的にずっと今問題になってるのが長年のひきこもりですよね。小学校不登校から始まってずっと引き籠もってしまっている、そういった情報がきちっとその後の課のほうに連絡は行くのか、情報がきちっと。本当は1人の人が携わったほうがいいのかもしれませんけども、そういった意味において、この課のこども総本部の機能っていうのをフルに活かして行く中で、そういった人たちをケアしていくということができるのではないかなと思うんですけども、その辺の連携についてはどう思われますか。
- **〇矢田貝委員長** 景山参事。
- ○景山参事兼こども未来局長 連携ではなくて、このたびのこの組織は一体的に取り組むというところで、同じフロア、同じ所属の中でいろんなケアをしていくというものであります。あと、ひきこもりということになりますと、今年の年度当初の予算で福祉政策課のほうが予算のほう持っております事業ですとか、あと障がい者支援課のほうでもひきこもりの支援をしておりますので、そちらのほうとしっかりと連携していかなければいけないというふうには考えております。
- **〇矢田貝委員長** 前原委員。
- **○前原委員** すいません。ちょっと話が替わって、図面を頂いたんですが、3階、4階の ものがなくて分からないんですよ。これたしかうえるかむとか2階にあった気がするんだ けど、これはどこになるか分かんないし、2階のプールってこれ使ってるんですか。
- **〇矢田貝委員長** 景山参事。
- ○景山参事兼こども未来局長 このたび1階と2階がこの対象になりますのでお配りしております。説明が足りませんこと、申し訳ございませんでした。うえるかむさんは2階でありまして、この体制によりまして4階の現在研修室があるところに移っていただくようにしております。そして、あと一点、2階のプールですけれども、こちら長年使用しておりませんで、倉庫という形で利用しておりますが、こちらのほうは今のところは引き続き同じ用途でということを考えております。
- 〇矢田貝委員長 前原委員。
- **○前原委員** この2階のプールってもっと機能的に使われたほうがいいような気がする んですけど、予算の関係があるっていうのは重々分かるんですけども、その辺と、あと4 階までの配置図というか、そういうものはやはり各議員に渡されたほうがいいと思うんで すけども、どうでしょうか。
- 〇矢田貝委員長 景山参事。
- **〇景山参事兼こども未来局長** 委員おっしゃいますとおり、各議員さんに3階、4階の今後の配置図をお配りしたいと思います。申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。
- **○矢田貝委員長** ほかにございませんでしょうか。 前原委員。
- **○前原委員** 前半に言ったプールに関して、これは意見なのかもしれませんけども、本当

はこの機に一気に改装されたほうがよかったのかなって思うんですけども、その辺の理由 を教えてください。

〇矢田貝委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 前原委員さんからの御意見、今現在有効利用ができていないプール、ほかにもそのようなものが実はたくさんあります。例えば1階のお風呂も、以前これは議会にも御報告させていただいておりますけども、今は使用を停止しております。こういったものについて将来的にどうするのか、この際改修してはという御意見は大変ありがたい御意見ではありますが、構造上かなりの経費がかかるということは御理解いただけると思っております。いずれといいましょうか、そんなに遠くないときに、このいわゆるふれあいの里の一定規模の改修というものを想定しなければならない時期も来とりますので、そういった中で最も効率的な改修計画を計画して、また議会のほうに御相談したいと、このように考えております。以上です。

〇矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 先ほどの前原委員のところにもちょっと関わるところがあるんですけど、18歳から30歳のところというふうにおっしゃったんですけど、私はその下のほうの妊娠期から後、どこの部分でこども総本部のところが担当するのかっていうところがちょっと分かりにくいなと思っています。3階のほうでは母子保健のほうで、妊娠期から切れ目のない支援として米子版ネウボラもやっていると思うんですけど、そこのところの関連性というのがどのようになるのか教えていただきたいと思います。

〇矢田貝委員長 景山参事。

○景山参事兼こども未来局長 現在におきましても、こども未来局の共管事業として健康対策課の母子保健を所管しております。そして、今委員さんおっしゃいましたとおり、3階で母子手帳を交付いたしますときに、今後の出産、育児についてのいろんなメニューの提供をさせていただくとともに、いろんな御不安を解消するために御相談に対応しているところであります。一方で、1階になりますけれども、こども総合相談窓口を設置しております。そこについては妊婦さんから、今のところおおむね18歳までというようなことで、どんな御相談でもお受けするようにしておりまして、ここの3階の御相談と1階の相談窓口は常に情報共有しながら、協力し合いながらしている体制でございますので、それは引き続き行っていくというふうに思っております。

〇矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 今御答弁いただきましたけれども、妊娠期からハイリスクは多分承知してらっしゃると思うんですね。精神的な障がいがおありな方だとか鬱っていうところもあると思うんですけど、そこのところでも分かりますし、また健診のところでもいろいろなアンケートの中でDVだとか虐待だとか、そういうところで分かっているとは思うんですけど、なかなかそこに対応が今できてないなと思うところで、そこのところは十分に、一緒にやるっていってもその中で役割分担をしていただきながら、1人の人に対して、1人の家庭に対してどのように対応していくのかっていうのを十分にやっていただきたいなと要望しておきます。以上です。

〇矢田貝委員長 石橋委員。

〇石橋委員 一緒にやるということについてですけれど、学校教育課とこども相談課が一

緒に同じ部屋の中の配置になっております。それで一緒に、学校は学校っていう全然別の動きっていうことじゃなくて、一緒にやるっていうことの意味は確かにあるんだと思うんですけれど、日常的な業務っていうのはかなり違うんではないかなというふうに思っていまして、何かすごく落ち着かない。最初から同じところで同じようにして相談を、どちらの課の人も一緒になって相談を受けるということなのでしょうけれど、その辺のところの具体的な動きとか、その取り組み方というのをもうちょっと説明してもらえませんか。

〇矢田貝委員長 景山参事。

○景山参事兼こども未来局長 今委員さんの御質問に適切にお答えできるかどうかちょ っと自信はないんですけれども、まずこのフロアの一番前にこども総合相談窓口であるこ ども相談課を配置いたしまして、学校教育課と同じフロアに配置するという意味につきま しては、例えば5歳児健診を実施した後の発達支援、それから発達に関する御相談も総合 相談窓口にありましょうし、そこからスムーズに就学に移行していくために学校教育課と の一体的な動きというのが必ず必要になってまいりますので、そういった意味で中でスム ーズに動けるようにということがあろうかと思います。一方で、今度は虐待ということに なりますと、虐待の御相談とかということが入ってまいりますのは、やはり学校で様子が おかしいぞというようなことで学校の先生方が感じてらっしゃって、学校教育課のほうに 御相談が来る。そして、スクールソーシャルワーカーさんが社会福祉的な視点でもって活 動してくださるといったところの中に、先ほど内容の御説明もいたしましたように、こど も相談課には要保護児童対策地域協議会という法定協議会を持っておりまして、保護者の 了解の有無にかかわらず、支援関係機関を集めて役割分担を行いながら解決していくとい う取組を行っておりますので、そこがまた同じフロアになることによって、一層迅速に適 切に活動できるんではないかというようなところから、このような配置をしていきたいな というふうに思っているところでございます。

〇矢田貝委員長 石橋委員。

〇石橋委員 近いところにいて連携して事に当たるというのは本当にそうだとは思うんですけど、別に段階的に相談されてもいい、遠いところでなかなか相談ができないということであれば別ですけれど、いいんじゃないかなというふうなこともちょっと思うんですね。日常的には同じフロアじゃなきゃいけないっていう理由がちょっとやっぱりもう一つ納得いかないと。隣り合った別の部屋でもいいんじゃないっていう感じがどうしてもしてしまいますけど、今後のその辺のところの動きとかにちょっと注目します。

もう一つすみません。 4 階の話がさっき出ました。研修室で。今使っているところに下の階から上がっていくというような、何か事務所が上がっていくっていう話だったと思います。ということは、研修室部分が、今一般に開放されてる市民が使ってる研修室の部分が少なくなるということですか。

〇矢田貝委員長 景山参事。

○景山参事兼こども未来局長 実は研修室の1つが、うえるかむさんに上がっていただきますので、1つは少なくなりますけれども、その他の市民の皆様に使っていただくスペースはそのままにする予定にしておりますので、若干御不便をかけますが御理解いただければと思います。

〇矢田貝委員長 石橋委員。

- **〇石橋委員** 具体的にはどの研修室が。
- 〇矢田貝委員長 景山参事。
- **〇景山参事兼こども未来局長** 4階の階段を上がって正面ちょっと右のほうの研修室 2 でございます。 2 です。左側が研修室 1 でその右側です。
- ○石橋委員 1があって2があって、そうしてここの角っこが3ですよね、たしか。違いますかね。
- **〇矢田貝委員長** 景山参事。
- **〇景山参事兼こども未来局長** 階段を4階上がられて一番左側の大山が見えるほうが1 で、その右隣が2です。3はなかったんではないかというふうに記憶しておりますけど。
- **〇矢田貝委員長** 石橋委員。
- **〇石橋委員** 4階は2つ合わせるとまあまあの広さになる部分がありますよね。あそこではないんですか。
- **〇矢田貝委員長** 景山参事。
- **〇景山参事兼こども未来局長** 分かりました。それは中会議室1、2、3でございまして、 階段上がって背のほうが、北側のほうがそうでして、階段の正面になります。
- **〇矢田貝委員長** 石橋委員。
- **〇石橋委員** それは分かりました。第2庁舎的部分がかなり性格としては出てきて、その分やっぱり市民が利用するスペースが減っていくのかなというのをちょっと心配しています。老人福祉センターとしての機能というのも、市内にはたしか2つしかないと思うんですよね。大篠津にあるもう一つのセンターと。そこの米子の中心にあって、これまで大篠津ができるまでは1つがそこでやっていた福祉センター的な部分でいうところが、やはり機能がちょっと以前よりは減っていくのかなという。そこをどう充実させていくかっていうところも今後課題だなというふうに思うんですけど。これは意見です。
- **〇矢田貝委員長** ほかに意見。

戸田委員。

○戸田委員 1点だけ教えてください。副市長さんに、こういうことは詳しいんでしょうから副市長さんに問いたいと思いますけれども、この事業について一括包括対応されて私も大賛成なんですけど、ただ併任事例が結構多いもんですから、責任の所在が分かりにくくなってくるのではないかなと。全体で考えれば、やはり事務の停滞が起きる可能性もあるかもしれません。その辺の御懸念は考えておられるのか。また、その対応策は考えたか、それだけお聞かせください。

〇矢田貝委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 新しい組織体制の中で、いわゆる権限といいましょうか、今委員から御紹介いただいたとおり、併任という形を取りたいと思っております。併任というのは、教育委員会職員としての、教育委員会事務局職員としての身分といいましょうか、それと市長部局こども総本部の職員としての身分、両方の身分の任命を受けるということになります。したがって、両方の仕事を行う権限も与えられるということであります。当然新しい体制でありますんで、戸惑いといいましょうか、慣れるまで戸惑いがあったりする場面もあると思いますが、これは重ねて申し上げる必要はないと思いますけども、この組織が一体何を目的としたものなのかということ。つまり、子どもたちの生涯を通じた育みをしっかり

支えていくと。よくある話ですけど、子どもも家庭も対象は一つなのに、役所に行くとこれをどうしても縦割りで所管ごとに切り刻んじゃうんですね。ところが、対象は1人の人間、子どもであり、一つの家庭だと。ここをどうしてくのかということをしっかり我々は部局も、あるいは任命権者も関係なく役割分担して、総力で当たっていくと。これが当然市役所が求められる役割でありますんで、そこにしっかり視点を当てれば、どういう役割をそれぞれが果たせばいいのかということは、おのずと実は答えが出てくるんだろうと思ってます。ただ、そうはいっても、そうでない組織文化の中で長らくやってきておりますので、これは今回つくったこども総本部に実は限りません。ほかの課題、また後々議会でも御相談していかなければならない地域共生社会に向けた体制もまさにそうでありまして、そういった目的をしっかり見据えた組織や役割、そしてそれを実現するための権限あるいは身分だという考え方で職員が物を考えていけるようにしっかり教育訓練もせないけませんし、仕事の場面場面1つずつ答えを出していくということだろうと思っておりますので、そういったオペレーションをしっかりやっていきたいと、このように思います。以上です。

〇矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 今の副市長さんがおっしゃっとられるような思いをやっぱりきちっと私やちにも届けていただけねばなかなか分かりにくい。やはり組織改正、私も繰り返し経験しておりますけども、すればするほど肥大化をしていって逆の効果を創出する場面もありますので、そういうことがないように十分に検証されて、今の住民サービスの向上に対して対応していただければなと。これは要望しておきたいと思います。

〇矢田貝委員長 ほかにございませんか。 土光委員。

〇土光委員 今回統合化して一体的にやるという説明、それはそれなりに分かります。まず、今の現状として教育委員会の立場としてお聞きしたいんですけど、今はある意味で教育委員会は独立して学校関係やっている、そういったことでそういうやり方で決定的に困った事例、こういうことでうまくいかなかった事例、そういった事例がありますか。

〇矢田貝委員長 西村学校教育課長。

○西村学校教育課長 例えば、相談のほうが我々に入ってきたとしまして、その後福祉部局と連携を、今まで現状の体制ですと必ず連携が必要になってきます。そうなりますと、どうしても一つ、例えば学校とも連携しないといけないんですが、福祉部局と手を借りながら対応するといったところにタイムラグが生じて、どうしても初動が遅れて、例えば課題のある家庭への支援が遅れたとか、そういった事例はたくさんございます。そういった課題を踏まえまして、もしこういった機構改革でそういったお子さんへの支援が可能になるならば、迅速かつ適切に対応していきたい、そのように考えております。

〇矢田貝委員長 土光委員。

〇土光委員 分かりました。それから、要は連携していろんな子どもの問題でいろんな部局が一緒にやっていく、そこで情報共有もするということだと思います。この情報共有に関してなのですが、要はこれ個人情報ですよね。それをいろんな部局が情報共有するというのは、それはするために必要な部分あると思いますけど、例えば個人情報保護条例とかそういった観点で、そういったことはやることは今の条例上で全く問題点はないんですか。

〇矢田貝委員長 景山参事。

○景山参事兼こども未来局長 これにつきましては、個人情報保護条例は、他の法令がある場合は例外というふうになっておりまして、児童福祉法のほうに定められております支援が必要な児童、保護の必要のある児童については個人情報の壁を越えて情報共有をするという仕組みがございます。

〇矢田貝委員長 土光委員。

〇土光委員 だから、例えば学校で準要保護だっけ、就学援助とかそういった情報、誰々 そういう就学援助を受けている、それから例えば給食費滞納誰々してる、そういった情報 をこういった取組をするためにほかの部局が共有するというのは全く問題ないんですか。

〇矢田貝委員長 景山参事。

〇景山参事兼こども未来局長 これはもう誰彼ともなく共有することは問題かどうかっていうと、それは違うと思うんです。あくまでもその子の支援に必要な場合には共有できる。ひいては虐待を予防するために必要であれば共有できるというものでございます。

〇矢田貝委員長 土光委員。

〇土光委員 それの根拠が、先ほど言った児童福祉法にそういったことが、そういう根拠 でできるということですか。

〇矢田貝委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 今の景山参事のほうから御説明したのは要対協、いわゆる要保護児童対策地域協議会、要するに児童福祉法の世界の話でありまして、これは特別立法がされておりますので、その範囲内で情報共有が可能になってるということであります。一方、今多分土光委員さんがおっしゃってるのは、従来教育委員会が持ってる情報をこども総本部というところで持てるかということだと思います。これは当然一定の手続が必要になります。個人情報保護条例上の手続というのが必要になる場面もございますが、これは議員の皆さんにぜひ御理解いただきたいんですけども、先ほど戸田委員からの御質問にお答えしたとおり、併任という方法を取ります。これはどういうことかというと、こども総本部の直接支援に当たるような職員を中心に、教育委員会職員としての身分を持つことになります。したがって、教育委員会職員としての身分を持った福祉専門職が、教育委員会職員としての身分において情報を共有するということが可能になると、このように考えております。以上です。

〇矢田貝委員長 土光委員。

〇土光委員 分かりました。それから、今回議会でこういったレイアウトでやるとか、こういった構想で進めていく、これ自体は市民への周知は今の段階でどのようにされているんですか。

〇矢田貝委員長 景山参事。

〇景山参事兼こども未来局長 市民への周知はこれから行うものでございます。予定としております。

〇矢田貝委員長 土光委員。

〇土光委員 だから、実際今進める側でちゃんと議論して、よりよい形をいろいろ議論しているということだと思うんですが、その案に対して利用者側の市民がそれをどう受け止めて、それから逆にその過程で市民の意見を聞くという、それは私は必要ではないかと思うんです。例えば、昨日の委員会で例えばプレイルームどうかみたいな視点、そういった

視点がある意味では抜けていたわけですね。これは市民から見れば、当然子連れで行くから何かあったらいいねみたいな。だから、そういった構想を見るとちょっと要望とか、これはこうしたほうがいいとか、そんな市民の意見、要望というのは当然聞きながら最終案は確定すべきではないかと思うんですが、それが今少なくとも市民への周知されていないから、そういうことは今の段階でやられていないですよね。これはやはりそういうことはやりながら最終案、よりいい形を進めていくべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

〇矢田貝委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 議会のほうに御説明してから市民の皆さんにはしっかり御説明したいということで、本日御説明いたしました。議会のほうで一定の御理解をいただいたということになれば、早急に市民の皆さんへの新しい体制の御案内をしてまいりたいと思います。その過程の中で様々な御意見がいただけるんだろうと思っております。そういった御意見の中で、我々としても酌むべきものがあれば、それはしっかり参考にさせていただきたいと思います。以上です。

〇矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 そうするとして、これは遠藤委員が予算総括質問で指摘をしたことですが、これ今例えばこども総本部でこういうようにしたい、レイアウトもこういうようにしたい。それでよりいい形を議論している最中に、片やもうこの形で工事をするという予算案が出てますよね。つまり、もうこの形で工事をするんですよね。よりいい形を議論してる最中に、もう形は工事は進めてしまいますよという、そういう進め方はいかがなものかなという指摘だったと思うんですが、私もそれ聞いてなるほどと思ったのですが、物事が確定しないのに具体的なハードを予算で議会に対して、議会が認めないとできないけど、議会でもうこれでやるということを議会に要請しているというのが、どうも順番が私は適切ではない。ふだん市長もプロセスを重視というふうに言われてますが、そういう視点からも私はあんまりいいやり方ではない。今言った市民の意見聞いていろいろ細かいことは変わる可能性があるのに、工事がもう進んでしまえば、なかなかそれ難しくなりますよね。ちょっとその手法が私はいま一歩納得できないのですが、いかがですか。

〇矢田貝委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 今私が申し上げたのは、組織の基本的なつくりについて、申し訳ありませんが、今後変えるつもりはございません。これは我々の知見で編成させていただいて、そして議会のほうにも御説明して御理解、御納得いただいた上で、これはこれで進めさせていただこうと思っております。ただ昨日出たとおり、確かにプレイルームがあったほうがいいなとか、あるいはこういった、何といいましょうか、機能のあったのを求めたいとか、あるいはいろんな我々がオペレーションの上で気がつかないような御意見等があれば、それは酌むべきものがあれば酌むということは今申し上げたとおりありますけども、組織の組み方とかその配置とかっていうことについて、逐一市民の皆さんにどうでしょうかということでやっていくということは、もちろんそういうやり方を否定するもんではありませんけど、そうすると1年先になるということになりますし、我々としては今の組織をできるだけ早く設置したいと、このように考えて今の手順を取ってるということはぜひ御理解いただきたいと思います。以上です。

〇矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 市民の意見を聞くということと、議会に対していろいろ、それは分けて考えて、例えば組織の基本的な形、そこを一々市民に周知して納得してというのは、それはなかなか難しいかもしれないけど、少なくとも議会に対しては組織の基本的なことをちゃんと説明して、議会が納得するということは必要だと思うんです。先ほどの副市長の発言で、組織の基本的なものを変えるつもりはないというのを議会に対してそういうふうに言ったとすると、それは副市長の考え方でもうそういう進め方をするということになるのだと思うんですけど、そこは議会としてはなかなか、私としてはちょっと進め方が順序が適切でないというふうに思ってしまうのですが。

〇矢田貝委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 私の話をよく聞いていただきたいと思います。私は議会の意見を全く聞かないということは一言も言っておりません。ですからこの場で皆さん方にお話ししておりますし、先立って5月の委員会でしたか、でもお話ししておりますし、それに先立って各会派のほうにもそれにさらに先立った段階でこういうことを今考えてるんだということを一定のスケジュールか何かも含めてお話ししてきたと、私はこのように思っております。もちろん十分か十分でないかということは議員各位の御判断だと思いますけど、そのように我々としては限られたスケジュールの中で議会の意見を最大限しっかり教えていただきたいということで今日に至ってると思っておりますので、今委員のような御質問はないというふうに思います。以上です。

〇矢田貝委員長 十光委員。

○土光委員 議会でいろいろ、今回含めていろんな説明、それから意見を聞いてる、そういう手順はやってる最中、私は今それやってる最中だと思います。それが最終的に確定するのは、9月議会で組織改正とかそういった条例案が出て、そこで最終的に確定しますよね。だから、確定する前に今の議会で工事をもうこれでやるというように確定してくださいというふうに議会に言うのは、それはちょっと順序が違うのではないかという、そういう指摘をしているんです。

〇矢田貝委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 これは先般の遠藤議員からも御質問があった際に私がお答えしたとおりであります。確かに手順ということではそうかもしれませんが、一方、通常の組織のように4月1日、例えば9月に条例を改正して4月1日に組織体制を変えるということであればそういう手順も可能になりますが、これもかねてから繰り返し御説明しておりますとおり、学校教育の現場、それをつかさどる教育委員会の業務の実態等々を考えると、4月1日の組織移行というのはあまり適切ではない、むしろ避けるべきだと、このように考えていると。そうすると、我々が残された選択肢というのは、であれば1年先にするのかという話になります。手順を守って1年先に組織を先送りするのか、それとも少しイレギュラーなやり方だということは、これはぜひ趣旨、目的を御理解いただいて、議員各員の御理解をいただいた上で実現することだと思っておりますが、一刻も早く、できるだけ早く新しい体制に移行して、米子の子どもたちの健やかな育みをしっかり支える地域づくりを始めたいと、このような考え方でやらせていただきたいと繰り返しお話ししているとおりですので、そのことを踏まえて議員各位で御判断いただきたいと思います。以上です。

- **〇矢田貝委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** 今副市長もイレギュラーという言い方をされたのですが、そういった必要性、思いがあるので、副市長の言葉を借りればイレギュラーかもしれないけどこういう形で進めさせていきたいという、そういう考えを示されたのだと思います。あとはそれをどう受け止めてどう判断するかは私たちということになると思いますので、ちょっとこれ以上、考え自体はよく分かりました。

あとちょっと附属的なことで2点聞かせてください。この今回ふれあいの里、こういったある意味で大きな改修、それから電気工事もやるということなんですが、この工事の中で市民が利用できるネット環境の整備ということは、この中に含まれているんですか。

- 〇矢田貝委員長 伊澤副市長。
- **○伊澤副市長** 今の御質問、ちょっと逆に正確に確認させていただきたいのが、市民が利用できるネット環境というのは、今般の議会でも話題になってましたWi-Fiのことでしょうか。それともそういうことではないんでしょうか。
- **〇矢田貝委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** Wi-Fi を含めて市民が利用できるようなネット環境の整備というのが今回の中で含まれているかどうかということです。
- 〇矢田貝委員長 伊澤副市長。
- O伊澤副市長 Wi-Fiは入っておりません。
- **〇矢田貝委員長** 土光委員。
- ○土光委員 あともう一つ、これもちょっと補足的なことですが、大会議室というのがありますよね。私あのネーミングはもうやめたほうがいいと思うんです。何でかというと、もともとあれはあそこの椅子がずっとしまうことができて、会議室的に利用ができる、そういうことを想定してるから大会議室というふうに名前をつけたのだと思いますが、今あれ壊れて座席がそのままで、もうあの形でしか使えない部屋だと、修理はもうしないということになってたと思います。ということは、私もずっと思ってたんですけど、あれ会議室というと何か机並べておっきな部屋みたいなイメージを取ってしまうので、実際はいわゆるホールに類似するような、例えばコンベンションで小ホールとか中ホールとかいいますよね。ちょっと私が言っとるの違えば後で言ってください。というように思うので、この際名前も考えた変更をしたらどうかなと思うのですが、答弁お願いします。
- 〇矢田貝委員長 伊澤副市長。
- **○伊澤副市長** 御意見として承っておきたいと思います。
- ○矢田貝委員長 それでは、ないようですので…。

(「委員長」と門脇委員)

門脇委員。

○門脇委員 すいません、申し訳ありません。ちょっとその他で、教育委員会さんがいらっしゃいますので、お伺いしたいことがありますので、許可をお願いしたいと思います。 内容につきましては、先般、千葉県のほうで下校時の児童の列にトラックが突っ込んで、 児童が2人でしたでしょうか、合計5人死傷者が出たというこの痛ましい事故がございましたので、これに対する本市の考え方、あるいは対応策についてお伺いしたいと思いますので、何とぞ許可をいただきたいと思います。 **○矢田貝委員長** 委員の皆様、今、門脇委員が発言を求められましたけど、よろしいでしょうか。

[「はい」と声あり]

- **〇矢田貝委員長** では、門脇委員、どうぞ。
- **○門脇委員** ありがとうございます。一括して質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

6月28日に千葉県の八街市において、下校中の小学生の列にトラックが突っ込んで、 児童5人が死傷するという大変痛ましい事故がございました。ここはガードレール設置の 要望が出されていた箇所だというふうに伺っております。そこで、本市においては現在、 通学路における安全対策、つまり危険箇所に対する改善等の対策はどのようになっている のか、またこの事故に対する本市の考え方、それに対する今後の対応策についてお伺いし たいと思いますのでよろしくお願いします。

- 〇矢田貝委員長 松田教育委員会事務局長。
- **〇松田教育委員会事務局長** 千葉県におきまして痛ましい事故が起きました。まずもって お亡くなりになられました方の御冥福をお祈り申し上げます。

当市においての対応策ということで御質問いただきましたが、6月29日付で鳥取県教育委員会より、登下校時の児童生徒の安全確保の徹底について通知をいただいたところでございまして、本市におきましても、その通知を各学校に通知したところでございます。加えまして、昨日になりますが、7月1日には校長会がございまして、その場において浦林教育長から改めて注意喚起を行ったところでございます。

現在の通学路の対応ということですが、通学路の安全確保に関します米子市通学路交通 安全プログラムというものを策定しておりまして、その中で、各道路管理者、学校、警察、 自治会関係の方々とともに毎年現場を確認するということをいたしておりまして、その成 果といたしましては、例えば歩道がつきましたり、交差点の車止め、ガードがつきました りというようなところはつけてきているところでございます。いずれにいたしましても、 我々といたしましては、子どもたちの安心安全を引き続き取り組んでまいりたいというふ うに考えております。

- **〇矢田貝委員長** 門脇委員。
- **〇門脇委員** 急な質問で、ありがとうございました。お答えいただきまして、ありがとう ございました。

こういう痛ましい事故がやはり二度と起きないためにも、本市において、これまでも危険箇所について様々な点検、あるいは改善されてきたことと承知はしておりますけども、まだまだ危険箇所というのは多数いろんなところ、地域によってあると思いますので、早急に改善に向けてしっかりと対策をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。終わります。ありがとうございました。

〇矢田貝委員長 民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午前11時43分 休憩午前11時45分 再開

〇矢田貝委員長 民生教育委員会を再開いたします。

陳情第90号、淀江保育園・宇田川保育園統合園計画地への搬入土壌について及び陳情

第91号、淀江保育園・宇田川保育園統合園計画地の土壌の科学的調査についての2件は 関連していますので、一括して議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体、淀江を愛する女子会、代表の竹田 智枝様及び同会員の中川香百合様に御出席をいただいております。

早速説明をしていただきたいと思いますが、説明は分かりやすく簡潔にお願いいたしま す。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、陳情第90号から御説明をお願いいたします。 中川様。

〇中川氏(参考人) 私は、淀江を愛する女子会の中川香百合と申します。

淀江保育園・宇田川保育園統合園計画地への搬入土壌について、淀江保育園・宇田川保育園計画地への搬入土壌の安全性を全ての住民に納得してもらうために、米子市が計画地の土壌はどこから運んだものかを明確にすることに関する陳情を行います。

要旨として、子どもたちは米子市の宝です。安心安全な場所で伸び伸びと生活する権利があります。今回、新しい園舎ができるということは大変うれしいことですが、計画地の土壌の安全性に不安を感じている住民は少なからずいます。計画地の土壌はどこから運んだものか明確にしてください。住民の不安を解消するために誠実にお答えください。

理由としまして、淀江保育園・宇田川保育園統合園建て替えに関する米子市の住民説明会のときに、建設予定地になっているラピスパ隣接地には何が入っているか分からない、子どもの生活する場所は安全が第一、きっちりと調べてほしいなどの意見が出されました。その後、淀江保育所で最後の説明会が開かれました。そのときも、やっぱり心配だからきちんと調べてほしいという、2人の保護者の方が声を出されました。説明会のたびに出される建設予定地の土壌の安全性についての質問に、米子市も保護者や地域住民の皆様に安心していただくためにということで、地下埋設物調査、これはサンイン技術コンサルタント株式会社が行っていますが、実施されました。その結果で安心できるはずでしたけれども、さらに疑問が残りました。参考資料があると思うんですけれども、予定地には、大きな石とかセメント殻とかはありませんでしたけれども、ビニール管とかナイロン袋とか、黒いビニール片とか、棒状の曲がった鉄など、たくさんの物が検出されました。

平成20年6月20日、米子市土地開発公社と社会福祉法人ソウェルよどえの間で交わした確約書では、平成20年6月23日から平成21年3月31日までの期間に土砂を搬入する、その土砂は米子市淀江町小波字泉原434-102、これは一般廃棄物処分場の覆土置場です。そこから発生したものから、ほかとなっています。ほかから発生したものを利用し、土砂の種類は礫質土とし、土砂の量は2万立米とするとあります。礫質土の中に黒いビニール片とかビニール管などが含まれることはあり得ませんと建設専門家の方にも言われています。これは、確約書に違反しています。搬入する土砂の地番は米子市淀江町小波字泉原434-102、これは、ここの土砂は、私が知っている限りで1,600立米と聞いています。そのほかが、では、2万立米から引きますと、1万8,400立米の多量の土砂がどこから発生したものかということの明確な表示は何もありません。だからこそ、土砂が、この大半の不明な土砂がどこから運ばれてきたかということがはっきりしない限り、町民の不安は払拭することはできません。子育て中の若いお母さんたち、それから町民の中では、やはりその不安と、それからあらぬうわさもいろいろ広がっているとい

うようなことです。子どもたちの保育園ですから、未来ある子どもたちのためにも、そこに埋め立てられた土がどこから持ち込まれたものかということをはっきりとして、米子市として明確にしていただくことが、私たちの不安を払拭することであります。どうぞよろしくお願いいたします。終わります。

○矢田貝委員長 次に、陳情第91号の説明をお願いいたします。 竹田様。

〇竹田氏(参考人) 私も淀江を愛する女子会の代表の竹田智枝です。よろしくお願いします。

淀江保育園・宇田川保育園統合園計画地の土壌の安全性については、市議会でも何名かの議員さんが私たちの声を代弁し、いろいろ質問し追及してくださいましたが、その回答は納得できるものではありませんでした。市議会議員として専門的知識と熱意を持って質問してくださっても無理だったものを、私のような一市民に何ができるかとも思いましたが、納得できないまま終われないという思いでこの場にいます。陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

私たちは地域の保育所を残してほしいと願っていますが、このたびの陳情は、子どもの健康と安全、命を守るため、計画地の安全についての科学的調査の要望です。それは、陳情書に書いていますが、計画地に一般廃棄物処分場から土が運ばれていることへの不安です。ビニールなどの焼却灰には、環境ホルモンなど危険なものが含まれています。中でも一番問題なのは、ダイオキシンです。発がん性、遺伝子への影響、つまり、奇形など障がいを持った子どもが生まれる危険性があります。皆さんも御存じのように、ベトナム戦争のとき使われた枯葉剤によって、たくさんの奇形児が生まれています。魚、貝の異変、精子の減少など、ダイオキシンによる影響が具体的な事実で明らかにされています。日本の母乳に含まれるダイオキシンは世界でも最も高く、特に焼却場付近が高いと言われています。子どもが小さなときから汚染された空気を吸い続け、環境ホルモンなどの毒物を体に蓄積することは、本人はもとより、次の世代にも影響し続けます。このような事実を知って、何とかしなくてはという思いで陳情書の提出に至りました。

一方、米子市も、先ほども中川さんのほうからありましたけど、説明会のたびに出される保護者や地域住民の不安の声に押されるようにして、地下埋設物調査を行われました。その結果で安心できるはずでしたが、さらに不安と疑問が残りました。1つ目の疑問は、中川さんからも意見陳述がありましたとおり、計画地に埋められた土のことです。2つ目は、土壌汚染についてですが、当然、土壌汚染の調査はしてあると思っていました。ところが、総務管財課へ面談へ行ったとき、土壌汚染についての調査は依頼していないと言われ、言葉を失いました。では、どうやって土壌汚染の確認をされるのでしょうか。偶然にも敷地掘削調査報告書を見る機会がありました。その報告書によると、敷地掘削調査の目的の項に地下埋設物と土壌汚染の有無の確認とあります。そして、地下埋設物調査の結果の項目⑧で土壌汚染の要否とあり、掘削作業中、目視において、汚染された土地及び地下水に油膜、変状、異臭は確認されなかったと記してあります。また、項目⑨の総合所見でも、掘削作業範囲の中での土壌汚染はないと推察されるとあります。これは、あくまでも目視においてのみの結果です。しかし、米子市は、この報告は専門的な知識と経験に基づく助言であると受け止めているということです。専門的な知識と経験があれば、土壌汚染

を目視で判断できるものなのでしょうか。これに対し、鳥取県衛生環境研究所の専門家は、 土壌汚染は目視だけで安全確認は判断できないと言っておられます。市民の代弁者である 議員の皆さんが、米子市にとって何より大切な子どもたちの健康と安全、命を守るため、 保育士さんの健康を守るために、科学的調査を求めていただきたいと心から要望します。 以上です。

〇矢田貝委員長 説明は終わりました。

お昼になりますけれども、参考人の方への質疑まで進みたいと思います。皆様、御了解 いただけますでしょうか。

それでは、参考人に対して質疑はございませんか。 土光委員。

〇土光委員 まず、中川さんにお聞きします。

これまで、要はあそこの造成地、どこから土が来たかというのが曖昧だからということで、こういった陳情を出されているのだと思います。まず、今まで担当課といろいろ説明を求めたりやり取りをしたことはあったと思うのですが、この、どこから運んだ土なのかということに関して、担当課からどういう説明を受けているのかというのをまず聞きます。それから、もう一つは、礫質土である、これは確約書に書いてて、この礫質土であるということに関して、担当課はどういう説明をしているのかというのをお聞きします。

- **〇矢田貝委員長** 中川様。
- 〇中川氏(参考人) 私が……。

(「管財課に」と声あり)

- **〇矢田貝委員長** 竹田様。
- **〇竹田氏(参考人)** すみません。管財課に行きましたときに、埋設物の中で大きな石があった、そのほかにもこの写真であるようにこんな物も出ましたって言いましたけども、その大きな石はトラックが入るのに田んぼの柔らかいところを沈まないように石を置いたので、その石が出たものだということで、じゃあ、この棒のことやビニールのことなどは一切触れられませんでした。でも、言葉として返ってきたのは、礫質土だっていうことは文書で返ってきています。以上。
- 〇矢田貝委員長 中川様。
- **〇中川氏(参考人)** 泉原434-102とそのほかからっていうところは、一切、市のほうからは聞いておりません。
- **〇矢田貝委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** 先ほど、竹田さんが礫質土であるかどうかに関しては、文書で何らかの回答 というか説明があったというふうに聞こえたのですが、どういう説明だったんですか。
- **〇矢田貝委員長** 竹田様。
- **〇竹田氏(参考人)** それは、土光さんが質問されたのの答えを私見せてもらったので確認したと思います。
- 〇矢田貝委員長 土光委員。
- **〇土光委員** そっから情報を得たということですね。

それから、もう一つ、竹田さんにこの陳情の91のほうですが、この科学的調査を実施 してほしいという内容ですけど、この科学的調査、具体的にどういう調査かというのを想 定されているのか。例えば土壌汚染だったら、土壌に関して専門的な分析して、何がどのくらい含まれているか調べる試験機関があります。それから、水質調査もその水質で成分分析をする民間のというか、そういう調査をきちんと資格を得た会社があります。そういうとこに水質調査とか土壌調査をしてほしいという意味で捉えていいですか。

- 〇矢田貝委員長 竹田様。
- **〇竹田氏(参考人)** 具体的にダイオキシンがとか放射能がっていうのは、そこまでは私あれですけども、この米子市の検査で、まず科学的調査、土壌汚染については依頼してないっていう、それで、調べたサンインのコンサルタントも目視においてないだろうと推察される、そういうことでね、あっ、あそこの土地は大丈夫なんだっていうふうには思えないので、ちゃんと科学、その、何が入っとるかっていうのを具体的には今出ませんけども、きっちり科学的な専門家によってちゃんと調べてもらって、安心を私たちに与えてほしいなという思いです。
- **〇矢田貝委員長** ほかにございませんか。

[「なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 参考人に対する質疑を終結いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩午後1時00分 再開

〇矢田貝委員長 民生教育委員会を再開いたします。

次に、本陳情の賛同議員からの説明を求めます。

初めに、陳情第90号及び陳情第91号の賛同議員であります土光議員に説明を求めます。

土光議員。

- **〇土光賛同議員** 賛同理由を述べます。この件に関しては、保育園の用地の土地造成で、陳情にもありましたけど、その土がどこから来たのか、それからひょっとしたらという不安が周りの住民、保護者含めて住民が思っていることは、これはもう確かです。だから、今回も陳情が出ました。私は、それに対するちゃんとした説明というのはやはり不十分だと思いますので、そういった不安を解消して、この保育園の事業は進めていくべきだと思うので、そういった思いで賛同しました。
- **○矢田貝委員長** 同じく、陳情第90号及び陳情第91号の賛同議員であります岡村議員 に説明を求めます。

岡村議員。

○岡村賛同議員 賛同理由を述べさせていただきます。平成20年6月20日付で米子市土地開発公社と社会福祉法人ソウェルよどえとの間で確約書が結ばれて、土砂は米子市淀江町小波字泉原434-102ほかから発生したものを利用し、土砂の種類は礫質土とし、土砂の量は2万立方メートルとすると、こういうふうに記されているわけです。しかし、このことが本当に守られたのかどうなのかということについては、土地開発公社は確認していないというふうに私は認識しています。また、434-102ほかの、ほかとはどこになったのかということについても確認していないというふうに思っています。そういうところで、一方、住民のほうからは、土砂を運んだ大型ダンプが当時、一般廃棄物最終処

分場のほうから出てきたという証言もあるわけです。ですから、住民は本当に土砂は大丈夫なの、心配ないのというふうに不安に思うのは当然だというふうに思います。そして、また、去年に出されましたこの敷地掘削調査報告書によりますと、土壌汚染調査の要否ということで、目視において汚染された土及び地下水に油膜、変状、異臭は確認されなかった、そして掘削作業範囲の中での土壌汚染はないと推察されると、こういうふうに記されているわけですけども、しかしここには明確に土壌汚染はないというふうに断定はされていないというわけです。ですから、住民が不安に思うわけです。本当に土壌の専門家機関で科学的な調査をして、はっきりとこの土砂は汚染されてない、汚染物質は含まれてないということが証明されれば、安心して住民は子どもがそこの敷地で、保育園で一日を過ごすことができると、こういうふうに安心できるわけです。ですから、安心安全な保育環境をしていくという意味でも、しっかりとした専門的な科学的調査ということが必要だというふうに思いますので、陳情の採択を求めます。以上です。

〇矢田貝委員長 賛同議員による説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 賛同議員に対する質疑を終結いたします。

その他、質疑等ございませんでしょうか。 土光委員。

- ○土光委員 当局というか担当課にお聞きをします。今回、土地造成の件で不安とか安全性に疑問を感じる保護者、住民がいるということで、今回そういった感じてる住民から陳情書が出ています。それから、ほかに、これは陳情文の中にもありましたが、保護者、保育園の説明会の場で、これに関して不安だから調査してほしい、説明してほしい、そういった声も出ているというのは、私も同席していましたので知ってますし、陳情書に書かれています。これ以外に、あそこの用地に関して不安、それから調査を要望する、そういった声、要望書は当局に届けられているでしょうか。
- 〇矢田貝委員長 金川子育て支援課長。
- **〇金川子育て支援課長** 今、委員さんがおっしゃったように、住民説明会においての御意見等がございました。それ以外につきましては、以前に土壌調査についての要請書ということでいただきまして、2月に回答をしているところでございます。
- **〇矢田貝委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** 最後のとこ。土壌調査に関する要請書が寄せられた。これは、いつの時点のですか。
- **〇矢田貝委員長** 金川子育て支援課長。
- **〇金川子育て支援課長** 令和3年2月になりますが、今回の陳情と同趣旨の形で要請書を いただいたところです。
- 〇矢田貝委員長 土光委員。
- **〇土光委員** それ以外ないですか、要請書とか文書。把握してませんか。
- 〇矢田貝委員長 金川子育て支援課長。
- **〇金川子育て支援課長** 把握している限りにおきましては、先ほどの住民説明会に加えましては、文書として寄せられたものについては要請書のみを把握をしております。

- **〇矢田貝委員長** 大谷子育て支援課子育て政策担当課長補佐。
- **○大谷子育て支援課子育て政策担当課長補佐** いただきました要請書が、こちらのほうは 一番近年新しいものということにはなりますが、それ以外にも、公立保育所の統廃合に関 しまして、土壌調査を求める旨の質問状などはいただいたことがございます。
- **〇矢田貝委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** これはいつ頃ので、どの団体がどういった内容の要請書でしたか。
- 〇矢田貝委員長 大谷子育て政策担当課長補佐。
- ○大谷子育で支援課子育で政策担当課長補佐 名称といたしましては、米子市公立保育所の統廃合民営化を考える会というところから、一度ではなく何度かいただいております。 直近ですと、令和2年の12月にいただいております。
- **〇矢田貝委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** それ以外にも、これは、むしろそちらのほうからいただいた文書なんですけ ど、宇田川保育園とか淀江保育園の保護者会から要望書が出ていませんか。その中で、こ の土地の問題に対して具体的な記述があるのですが、その認識ありますか。
- 〇矢田貝委員長 大谷子育て政策担当課長補佐。
- **○大谷子育て支援課子育て政策担当課長補佐** 保護者会からは、その説明会での御要望ということは私も把握しておりますけれども、保護者会からの文書というものでは把握しておりません。
- **〇矢田貝委員長** 土光委員。
- ○土光委員 これ、令和元年10月24日、これそちらからいただいた文書です。これは、当時なので、統廃合のこと、例えば場所をどこにするとか、いろんな議論がまだされていたときです。候補地の一つとして今のところ。で、あのところは土地造成に関してちょっといろんな不安がある。そういった状況の中で、この保護者会、これを連名の形で、題名は宇田川保育園・淀江保育園統合建て替えについてということで、全部で5項目、もちろん土地のことだけではないです。この統合建て替えに関してこういうふうにしてほしいといういろんな。その中で、この土地の造成に関して、こういった文章があります。これ紹介します。第2項で、米子市が提示する建設候補地、これは今のとこです。建設候補地の地質調査をして、結果を公表し、安全であることを証明していただきたいというのが両保護者会の名前で文書が出ているはずです。これは認識してないんですか。
- **〇矢田貝委員長** 金川子育て支援課長。
- ○金川子育て支援課長 先ほど大谷担当課長補佐も申しましたように、説明会等に、前後において、そういった要望が複数回あったということについては把握をしておりますが、 ちょっとすみません、私のほうとしては、それがいつどの時点でっていうのは、ちょっと 今お答えはできません。
- 〇矢田貝委員長 土光委員。
- **〇土光委員** だから、指摘にとどめますけど、あそこの土地に関して、幼稚園、統合保育園造るんだったら、土地の造成に関して不安になるような要素が、これまでの経緯があるので、ちゃんと、この文章の表現から言うと、地質調査をして結果を公表し、安全であることを証明していただきたいというのが両保護者会の、あそこに造るんだったらそうしてくださいという、そういう文書があります。これ、はっきり認識してないというのは裏返

すと、こういった要望に関してきちっと対応していないというふうに考えざるを得ないで すけど、いかがですか。

- 〇矢田貝委員長 金川子育て支援課長。
- **〇金川子育て支援課長** 先ほどから申しますとおり、住民説明会においては同様の御指摘をいただいてるところでございます。そこにつきましては、地下埋蔵物調査等の実施により、合理的な手法によって調査を行ったということで対応したところでございます。
- **〇矢田貝委員長** 土光委員。

〇土光委員 これって、私の、ちょっと不正確な点があるかもしれないけど、こういった 保護者会からの要望があったので、この後、埋設物掘削調査をした、そういう経緯だと私 は思ってるのですけど、違いますか。まあ、いいや、よく分からないのは仕方ない、とい う経緯だと私は把握しています。実際、だから、こういった要望を受けて埋設物の掘削調 査を、これはしたんです。これは私は評価します。ただし、これに関しては、先ほど陳情 の内容にあったように、実際に掘ってごみが本当に埋まってるかどうか、これは、ごみが 本当に交ざって埋まってたら目視で分かりますので、分かるはずだということで、実際に 総延長150メートルぐらい、幅1メートル、深さ2メートル、造成したのは2メートル だから、もう完全にその深さまでやって、ちゃんとそれは調べたと思います。目視で、少 なくとも明らかなごみの塊はなかった。ただし、陳情文の中にもあったけど、その土が重 金属等で汚染されてるかどうか、これは目視では分からないはずだけど、この調査は少な くとも目視の範囲でごみの埋まってるかどうかの状態、それから土の状態、これを調べる というのがこの調査だったはずです。だから、報告書にも、見た範囲では、例えば地下水 には油膜はなかった、臭いはなかったということで、目視の範囲では特に汚染の状況は見 られないという報告書が出ています。ただ、やはり、実際重金属云々、それが入ってるか どうかは、やはり目視では分からない。これは担当課もそういうふうに言ったというふう に聞いてます。だから、そこをちゃんと調べてくださいというのが今回の陳情です。私は 当然の疑問、当然の要請だと思います。それの前段として、あの土が、先ほど紹介された 確約書とかいろいろあります。そういったことに沿って考えてみても、例えば明らかなご みはなかったけど、ブルーシートの切れっ端があるとか鉄筋があるとか、何であれが、確 約書どおりの礫質土だったら何であんなもんがあるのか。実際あったんです。陳情の資料 に写真があります。だからそこの説明は必要だと思います。それをしないから不安なんで す。実際、そういった説明はやられていないと思います。

それから、礫質土ということに関しても、確約書には礫質土で造成しますとはっきり書いてます。あれが何で礫質土かいう保証がないわけです。これは、多分議会でのやり取りだと思いますけど、あれが、実際埋設物掘削調査をやった業者に、あれは礫質土ですかどうかというように、何か問合せをしたみたいですよね。そうすると、礫質土だとは言えないことはないみたいな、そういったいま一歩納得できない回答があったという、これは事実だと思いますけど、だから、そういったあらゆる点で説明不足だと思いますが、いかがですか。

〇矢田貝委員長 伊澤副市長。

〇伊澤副市長 この件については、何回も議会、議場において、土光議員をはじめ、各議員さんから御質問いただいて、繰り返し御答弁してるとおりであります。何をもって十分

かということについては、それぞれ価値観、御判断の基準はあると思いますが、この問題は、もともとあそこには廃棄物が埋め立てられているというような、これも議場でもお答えしましたが、我々としては必ずしも根拠が明らかでない御不安を訴えられる方があって、そんなことはないんだということを御説明したわけでありますけども、確証が持てないということから、じゃあ、本当にそういった、いわゆる今議員さんもおっしゃったごみが埋め立てられているというようなことが本当にあるのかどうかということを、これは貴重な市費を投入して、約100万円の市費を投入して調査させていただいて、その調査内容につきましても全て議会のほうにも御報告して、そして御理解いただいて建設予算もお認めいただいて、現在、もう既に建物が建とうとしているという状況でございます。それが、遡って十分だったか十分でなかったかという議論を今ここでされても、我々として不十分だったというふうに思うというふうにお答えできるわけがありません。我々としては、当時の判断として十分な調査をし、十分な確認をして事業を進めさせていただいた、そしてそれを議会にお認めいただいたと、このように考えております。以上です。

〇矢田貝委員長 土光委員。

〇土光委員 とにかくそういった説明を従来からしていて、それでもやはり不安は解消しないからということで、今回こういう陳情が出ているんだと思います。

それから、先ほどの副市長の答弁の中で、埋設物掘削調査、これ約100万円と言いましたけど、これ50万ですよね、実際はね。ほぼ50万の予算だったと、はずです。

あともう一つお聞きします。不安に思う住民が、目視では分からないから土壌の調査、これ検査機関に出せばちゃんとできますから、結果も客観的に出ますからしてほしいという要望に関して、米子市は、それはしないというふうに断ってますよね。それに対して住民側は、米子市がするというのは、予算を計上して税金使ってということになります。住民側は、それができないんだったら自分たちでお金を出して検査に出すから、そのサンプルを提供してほしいという要請書を出しましたよね。それも断りましたよね。これ、何でですか。

〇矢田貝委員長 伊澤副市長。

〇伊澤副市長 重ねてのお答えになりますけど、市としてその調査の必要性を認めていないものを第三者にサンプルを渡して検査していただくということは、我々としてその必要性も認めませんし、そのやり方について、そういうやり方をやっていただくということを妥当と言いましょうか、妥当な方法だとも考えませんでしたので、それはお断りしたと。ちなみに、土光議員さんにも同じ趣旨でお断りをいたしました。以上です。

〇矢田貝委員長 土光委員。

〇土光委員 そういう対応だから不安はますます解消しないし、ある意味でますます増大 しかねないというふうに私は思います。

〇矢田貝委員長 石橋委員。

〇石橋委員 ちょっとその、礫質土っていうことで、もうちょっとお伺いします。礫質土 であるというのは、どういうふうに確かめられたわけですか。どこに聞かれて、あるいは 市のほうから調査に行かれましたか。

〇矢田貝委員長 金川子育て支援課長。

○金川子育て支援課長 先ほど御説明しました地下埋設物調査におきまして、土砂の中に

不適物等は発見されず、種類は礫質土であったということで確認をいたしております。

- **〇矢田貝委員長** 石橋委員。
- **〇石橋委員** あの調査の現場に私も行って見せてもらいまして、この写真、曲がったパーツ持ってるのは土光さんです。それを写したのは私ですけどね。そういうところで見ましたけれど、礫質土ってやっぱり、礫っていう塊が交ざった土ですよね。その礫質土っていうことは、調査書には明確には書かれてませんね。何か所かに砂礫混じりというふうに書かれています。それが礫質土っていうふうに断定できるんですか。それはどういうふうに確かめられたんですか。
- 〇矢田貝委員長 金川子育て支援課長。
- **〇金川子育て支援課長** 今おっしゃった砂礫というところで、そういった質の土壌である という部分で礫質土という言い方をしているものでございます。
- 〇矢田貝委員長 伊澤副市長。
- ○伊澤副市長 この点についても何度か議場でお答えしているとおりであります。調査報告書には、確かに礫質土という記載がありません。土質をどう呼ぶのかというのは専門家、様々あるようですし、どういう土をどういう表現にするのかというのは、いろんな考え方が実はあるんだそうですけども、そういうことがありましたんで、改めてこの調査を担当したサンイン技術コンサルタントの技術者の方に、調査報告書にはこう書いてあるけども、礫質土という表現とその調査報告書に書いてある表現と、その違いはどうなんでしょうか、あるもんでしょうか、ないもんでしょうかということを、これは確認をいたしました。これ、議場で何回も御説明したとおりです。その結果、その技術者の方から礫質土といって差し支えないという回答をいただいて、その旨を議場でも御報告したとおりであります。以上です。
- **〇矢田貝委員長** その他ありますか。

土光委員。

- **〇土光委員** 今の関連なんですけど、正確にはそうか、礫質土といっても差し支えないというサンイン技術コンサルタントの見解。これ根拠は、どういう理由で差し支えないというふうに言ったんですか、サンイン技術コンサルタントは。
- **〇矢田貝委員長** 伊澤副市長。
- **○伊澤副市長** ちょっと今、根拠までははっきり覚えておりません。先ほど言ったとおり、 土をどう呼ぶかというのは、要するに、何と言いましょうか、こういう土はこう呼ぶんだ というきっちりした線をすぱっと引くようなものではないというふうに聞いておりまして、 いわゆる礫質土というものの中にも幅があって、幅が。今回出てきたものは、いわゆる礫 質土というふうな範疇に入るものだといって差し支えないんだということを専門的な知見 から御判断いただいたと、そういうふうに理解しております。以上です。
- 〇矢田貝委員長 土光委員。
- **〇土光委員** ちょっと根拠というと大げさだけど、何で礫質土といって差し支えないと判断できるかという理由ですよね。当然、理由を、例えば住民が何で礫質土と言えるんだみたいに聞いたときに、その理由をちゃんと説明すればいいわけですよ。そういった説明ないですよね。このサンイン技術コンサルタントに見解を求めたと言ってるけど、これ単なる電話のやり取りですよね。文書ではやってないですよね。本当に電話で理由も含めてき

ちんと聞いてるんですか。

- **〇矢田貝委員長** 伊澤副市長。
- **○伊澤副市長** 本当かうそかというふうにおっしゃいますと、本当だというふうに私は報告を受けております。職員が、そういう指摘がありましたのでサンイン技術コンサルタントの技術者に、電話であったとしても、その知見について確認したところ、礫質土といって差し支えないという回答を得たと、これが私が受けた報告の内容であります。以上です。
- ○矢田貝委員長 土光委員、今、礫質土というところがどのような定義をされてるかというところがない限りは、何回やっても同じ答弁になるような気がするんですけれども、例えばですが、どこか礫質土というところが、幅があるっておっしゃったところが、何か文書で示せるようなものがあれば、後日のお示しでもいいという、そんな対応はできませんでしょうか。例えば、当局がそういったことが、後で説明の書類というか、文書的なものが示していただけるのであれば、そこは後でも理解できて進めるところじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

土光委員。

○土光委員 この場で礫質土かどうかを決着をつけようということではなくて、住民が確約書に礫質土を運ぶということに関して、実際見るといろんなもんが交じっていると。何で礫質土と言えるんですかという説明を米子市はちゃんとすればいいんです。それを聞いてそうだったという結果だけ言ったって、その理由をちゃんと含めて説明しないと。だから説明が不十分だと私は言ってるんです。それが言いたいんです。

実はこの、私は議会で、電話で確認したらサンイン技術コンサルタントさんがそういう見解示したよって聞いたので、私は直接サンイン技術コンサルタントに問い合わせました。米子市からこういう照会があって、こう答えていますよねと。これ、何で、この理由はどういう理由で答えたんですかと問合せをすると、答えられないということでした。やっぱり委託を受けている業者なので、市から直接問合せ、質問、照会があればそれはちゃんと答えるけど、それ以外からの問合せには答えられないということで駄目でした。だから、逆に言うと、この理由なんかもちゃんと聞けば、要は専門家だと思うので、その理由はちゃんと納得できる理由を提示するはずです。それをちゃんと把握して、住民に説明をすればいいんですよ。それをしないから不十分なんです。それを私は言いたいです。

- **〇矢田貝委員長** 意見ということで。
- 〇土光委員 はい。
- **〇矢田貝委員長** 質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入ります。

討論、採決は、1件ずつ行いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、陳情第90号について討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

初めに、前列、石橋委員からお願いいたします。

○石橋委員 12号って聞こえていけんだけど、90号ですよね、はい。

土の、どこから搬入された土であるかというところを明らかにしてくださいということですよね。この土がどこから運ばれてきたかっていうことについては、議場でも何度も質問したりしています。ここに、確約書に書かれている番地は、確実に一般廃棄物の処分場

の敷地内です。それは、廃棄物が埋まっているところではないかもしれないけど、ないともはっきり分からないわけ。ほか、ですから、そのほかがどこなのかも分かりません。なので、やはりそこに疑問が残るわけです。私は、そして多分陳情者もそうですけど、絶対そこに廃棄物が埋まってるって言ってるわけじゃないんです。でも、そこに、その土に対する、どうしても不信が拭えないからそこをはっきりさせてくださいって言っています。先ほどの礫質土のときのお答えもそうですけど、やはりきちんと書かれたものがなければ、それは不安は払拭できません。それができるのは、やっぱり米子市ですよね。米子市がきちんと確かめられるべきだというふうに思いますので、私はこの陳情を採択するという立場です。

- 〇矢田貝委員長 次に、伊藤委員。
- ○伊藤委員 これまでにも何度も何度も繰り返されてきた議論をまた聞いたわけですけれども、私たちの会派としましてもいろいろ話をしましたが、やはり、この不安の払拭ができないというようなところで平行線になっているなというふうに思っております。市の調査や答弁がなかなか信頼できないというようなところに、どういうふうに信頼してほしいというようなところが、なかなか何か難しいのではないかなと思っております。私は、今までのこの市の答弁を尊重して、採択はしないということで主張させていただきたいと思います。以上です。
- 〇矢田貝委員長 次に、戸田委員。
- **〇戸田委員** 討論に入ります前に、当局のほうに1つだけ質問してもよろしいでしょうか。
- **〇矢田貝委員長** 質疑は終結していますので、採決に向けての意見をお願いいたします。
- **〇戸田委員** そうですか、分かりました。

先ほど伊藤委員さんもおっしゃられたように、この議場でも相当その議論を聞いております。この確約書の中身について今議論しとるわけでございますが、当局からは確約書に基づいた責任履行されたというふうに伺っておりますので、その内容について私は判断し、不採択、採択しないものと主張したいと思います。

- 〇矢田貝委員長 次に、森谷委員。
- ○森谷委員 私は不採択のほうを選ばせていただきます。副市長が過去、そして今日、答弁された内容を信じていきたいと思います。
- 〇矢田貝委員長 門脇委員。
- **○門脇委員** 私も不採択、採択しないでお願いいたします。

陳情書の中で、計画地の土壌はどこから運んだものか明確にしてくださいと、こういうことがございますけど、当局からは、幾度となく明確にきちんと説明を受けておりますので、よって、採択しないでお願いしたいと思います。

- 〇矢田貝委員長 次に、前原委員。
- **〇前原委員** 私も不採択ということでお願いしたいと思います。

これはもう議場で何度も繰り返しされてきたことですので、これ以上のものはないと思いますので、不採択という形でお願いいたします。

- 〇矢田貝委員長 次に、土光委員。
- **〇土光委員** この質疑のやり取りで明らかなように、説明不足だと思いますので、採択を 主張します。

〇矢田貝委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第90号、淀江保育園・宇田川保育園統合園計画地への搬入土壌について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手…石橋委員、土光委員〕

○矢田貝委員長 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第90号について、委員会審査報告書に記載する 意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に おきまして集約し、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第91号について討論に入ります。

採決に向けて、各委員の皆様の御意見を求めます。

戸田委員、お願いできますか。

- **○戸田委員** 90号と同じように、この議場でも相当議論しております。その内容について、当局のほうからもきちっと説明を受けておりますので、当局の説明を尊重し、私自身は不採択を主張したいと思います。
- 〇矢田貝委員長 次に、伊藤委員。
- **○伊藤委員** 先ほどの90号と同様な理由で、採択しないでお願いしたいと思います。以上です。
- 〇矢田貝委員長 次に、石橋委員。
- **〇石橋委員** 先ほど副市長言われましたけど、市として必要を認めていないと、その調査するという必要は認めていないというお言葉でしたけれど、これだけ何度も市民が調査してくださいと言っているのにもかかわらず、必要を認めないと言ってのける、その、何て言いますかね、市民に寄り添う気持ちのなさに余計不安が募ります。要するに、はっきりさせてもらえばいいんですよ。納得できないって言っていることをちゃんと説明してもらわなかったら、ずっと不信が残ります。皆さんは信じておられるようですけど、私は信じられません。明らかに科学的な調査を第三者に依頼すべきだと思います。採択をお願いします。
- 〇矢田貝委員長 土光委員。
- ○土光委員 私は趣旨採択を主張したいと思います。その理由は、90号であの土がどこから来たのか、どういう土なのか、きちんと説明を尽くして納得される形で説明が尽くされれば、私はそれで、されればでいいと思う。ただ、90号不採択になってしまったのでちょっと迷うとこですけど、私の考え方は、まずあの土をいろんな状況をちゃんと説明する。そうして説明することによって、土壌汚染の可能性は非常にない、ほぼないというふうに納得できる形で説明できるんだったら、それはそれでいいと思うんです。ただ、説明を尽くしても、やはり土壌汚染の可能性が拭い切れないという段階だったら、調査、調査そのものは簡単にできるので、調査をすればいいと思います。だから、そういった段階を

踏む形で91号は考えればいいと思うので、という理由で趣旨採択を私は主張します。

- 〇矢田貝委員長 次に、前原委員。
- **○前原委員** 私は90号同様、不採択ということでお願いします。埋設物調査も行ってますし、専門家の意見も聞いてるということですので、これでいいと私自身は思いますので、不採択でお願いいたします。
- 〇矢田貝委員長 次に、門脇委員。
- ○門脇委員 私も不採択、採択しないでお願いいたします。建設候補地の地下埋設調査におきましては、ここを統合園建設地とすることに問題はないことっていうのを確認したとする旨の結果報告を敷地掘削調査報告書とともに議会できちんと丁寧に説明を受けておりますことと、先ほど述べましたが、陳情90号に対する私の先ほどの考え、これにより、採択しないでお願いいたします。
- 〇矢田貝委員長 次に、森谷委員。
- ○森谷委員 90号と同じ理由で不採択とさせていただきます。
- **〇矢田貝委員長** ただいまの皆様の御意見ですけれども、採択がお一人、趣旨採択がお一人ということでありました。

採決に向けまして、お二人の委員で趣旨採択か採択か、どちらかで諮っていくための御 意見の調整をいただけませんでしょうか。

民生教育委員会を暫時休憩お願いします。

午後1時38分 休憩午後1時42分 再開

〇矢田貝委員長 民生教育委員会を再開します。

すみません、副委員長、ありがとうございました。

まず、この件につきまして、採択するかしないかという、決を取らせていただきたいと 思います。土光委員には、そこのところを判断いただきたいと思います。よろしくお願い いたします。

これより採決いたします。

陳情第91号、淀江保育園・宇田川保育園統合園計画土地の土壌の科学的調査について、 採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔替成者举手…石橋委員、十光委員〕

○矢田貝委員長 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第91号について、委員会審査報告書に記載する 意見の取りまとめを行います。採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出され ました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思いま す。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第84号、成年後見制度利用支援事業に係る予算要望と給付要件の緩和についてを議題といたします。

本陳情の賛同議員であります石橋議員から説明を求めます。

石橋議員。

〇石橋賛同議員 この陳情については陳情者はお見えになりませんので、私が述べさせていただきます。

成年後見制度というのは平成12年から始まって、20年になるそうです。高齢化に伴って年々利用が増えている制度ですが、認知症や知的障がい、あるいは精神障がいなどで意思決定の困難な人を支えるのが成年後見人ということですが、この陳情は、その成年後見人の制度を支援する制度の拡充を求めています。米子市の予算が僅少である、非常に少ない、要件が厳しいというふうに訴えておられます。要件緩和を求められております。

その実態はどうなのかということで、担当の長寿社会課さん、福祉政策課さんに伺いま した。今、米子は障がい者の方の支援というのはないそうです。県内の状況をもらいまし て見ましたところ、支援事業一覧表と、鳥取が実績が、2020年度109件、2,480 万7,000円で、2021年度の予算が2,969万2,000円。それに対し、米子は実 績が3件で、69万6,000円で、今年の予算も100万8,000円だそうです。こん なに違いがあるかということで、陳情者のほうによくよく伺ってみました。ぱあとなあ鳥 取という社会福祉士さんが登録しておられるこの権利擁護の団体ですけども、この会員は 登録が1,000名あるそうですが、米子は35名です。成年後見人っていうのは、そのう ちの27人がされていまして、31件あります。その中で、支援制度の申請をして、そし て支援制度の給付を受けておられるのが3件です。これは1人の福祉士の人が3件申請さ れて通ってるそうでして、ほかにはこの制度を利用しておられる方がないということで、 なぜだろうというふうに聞きました。該当しないということで却下されたのが1件、その ほかは申請しても駄目だということで、申請していないということでした。この支援制度 を利用するような被後見人、後見を必要とする人っていうのは、資産があまりない人です。 資産がそれなりにある人は、弁護士さんとか行政書士さんにお願いして、月々もう6万と か7万とかいう費用を払いながら後見人がついているという方もあります。この支援制度 で支援をするのは、そのように自分のお金ではなかなか後見人の人に報酬も払えない、そ の前に、家庭裁判所でこれは決定がされるわけなんですが、後見人誰とか報酬が幾らとか、 その申請をするお金もないというような人のための制度だということです。

ところが、米子の要件というのは、生活保護とか、あるいは中国残留邦人だったというような方で、この方も生活保護なんです。その人で、今受けておられるうちの2人が生活保護と聞いたように思います。大体そのレベルの人しか通らないんですけれど、要するに生活保護よりはちょっと収入が多いんだけど、払うのには大体施設に入ってる人が月額1万8,000円、在宅の人は2万8,000円ぐらいが大体標準っていうことで鳥取県決まってるようですけど、その1万8,000円を12か月払うっていうことになると、大体預貯金、貯金通帳、後見人の人が預かる貯金通帳に100万を超えるものが入ってこないと駄目なんですよね、年間に。そういうところまでいかない人っていうのが本当に該当しないっていうことで、なかなか数が増えていないということだそうです。せっかくの制度ですので、これはやはり所得が少なくて、収入が少なくて、自分の力では後見人をつけること、ついてもらうことが困難な人のためにある制度です。ですので、それが本当に十分活用できるように予算額も増やして、本当に受け入れるよっていう制度にしていただきたい。それから、要件も、例えば生活保護の1.2倍で就学援助なんかもしますけど、1.2倍か

ら1.3倍くらいないと費用は払えませんから、それくらいの枠をちょっと広げるとか、それぎりぎりだと思うんですけど、そういう要件の緩和もやはり必要だと思います。今、どんどん高齢者増えてます。

- **〇矢田貝委員長** 石橋委員、賛同されたところの理由につきましての説明をお願いいたします。
- **〇石橋委員** なので、この制度がいろいろ充実することが必要で、なので3月に後見人制度の計画というのも出ましたけれど、充実させたい制度です。ですので、要件を緩和し、予算額も増やして、この陳情書に応えたいというふうに思います。以上です。
- **〇矢田貝委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

賛同議員に対して質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 賛同議員への質疑を終結いたします。

その他質疑等はございますでしょうか。

前原委員。

- ○前原委員 ちょっと教えていただきたいんですが、この陳情にあるように、米子っていうのは要件が厳しいっていうことでいいんですか。それとも、だからやり方が違うような気がするんですけど、東部、それから倉吉と米子のやり方が若干違うんじゃないかなと思うんですけども、ここにかんでるのが権利擁護ネットワークほうきさんがかんでると思うんですけども、その中に社協も入ってると思うんですけども、これがやり方が全然違ってているんな方が入っててやってるので、それ以前にそこで受けてちょっと難しそうだなっていう形になると、そこで受けて申立てはやめたりとか、あとはほうきさんのほうでボランティアみたいな形で受けたりという形もあるというふうに聞いてるんですけども、やり方が違うだけであって、何か要件が厳しいというのではないような気がするんです。この陳情の内容はちょっと違うんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺についてお伺いいたします。
- **〇矢田貝委員長** 足立長寿社会課長。
- **○足立長寿社会課長** 対象の要件についてということでございます。ちなみに鳥取市のほうとの比較ということでお話をさせていただけたらと思いますけれども、米子市の要件といたしましては、先ほど石橋議員さんからもありましたとおり、生活保護法による被保護者、2つ目が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けてる者、3つ目が報酬を支払うことが困難であると市長が認めた者という3つを要綱上定めさせていただいております。これ、鳥取市さんの要綱と比較をいたしますと、ほぼ対象者というのは同じ要件となってございます。若干鳥取市さんのほうには生活保護に準ずる者というのも一文入れてありますけれども、それについては私どものほうでは報酬を支払うことが困難であると市長が認めた者という範疇の中で捉えておるというところでございます。
- **〇矢田貝委員長** 前原委員。
- **○前原委員** もうちょっとよく分からないんでもう少し。東部と西部がやり方が違うと思うんですけども。
- **〇矢田貝委員長** 大橋福祉保健部長。

○大橋福祉保健部長 助成制度を行うこと自体は、その市町村が出すわけですから、これは変わらないんですけども、そこに至る過程です。ある方が助成制度を受けるためにされる行動が、鳥取は少し分からないんですけど、米子の場合は、先ほどおっしゃってるようにうえるかむさんのほうでいろいろ引き受けていただいて、その中で報酬が払いにくい方については無料にされたり、あるいは裁判所が幾ら幾らって決定した分だけども、それを請求されないってことはあるようでございます。鳥取のほうは少し分かりませんが、違いとしてはそういうのを認識をしております。

要件につきましては、先ほども言いましたようにほぼ一緒でして、鳥取市では先ほど言いましたように準ずるというのが明文で入ってるんですけれども、そのカテゴリーは、それこそ生活保護の状況から、先ほど1.2倍とか3倍おっしゃいましたけど、そういう状況をよくよく加味して、真に必要な人にやっておられるようでございます。その場合、米子市の場合は3項にあります市長が特に認める場合というところで検討することとしておりますので、要件が全然違う、いかにも厳しいということはないというふうに考えております。以上です。

- **〇矢田貝委員長** 伊藤委員。
- **○伊藤委員** それでは、先ほど石橋議員の中にもありました、私も陳情提出者に電話で聞いてみたり、あといろいろなところにちょっと聞き取りもしてみたことなんですけれども、予算の違いは今までの実績の違いだとは思うんですけど、予算がないから申請しても駄目だというところでそもそも申請数がとても少ないというところがとても気になりました。 予算の考え方というのを教えていただきたいと思います。
- **〇矢田貝委員長** 足立長寿社会課長。
- **○足立長寿社会課長** 今御質問いただきました予算の考え方ということでございます。今 おっしゃっていただきましたけれども、基本的には昨年度の実績をベースとして予算化を しているものでございます。新規の申請があって決定するということになりましたら、不 足分については補正で対応させていただくという考えでおるところでございます。
- **〇矢田貝委員長** そのほか質疑等ございませんでしょうか。

[「なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

土光委員からお願いいたします。

- **〇土光委員** 採択を主張します。この成年後見制度、やはり十分利用できる、この陳情書を見ると利用できない、経済的な理由で利用できないということがあると書いてますので、この辺はそういうことがないような施策をすればいいのではないかと思います。採択です。
- 〇矢田貝委員長 前原委員。
- **○前原委員** 私は不採択でお願いしたいなと思います。給付要件も同様であるならば、やはりここは書き方も少しちょっと違うのかなというふうに思いますし、なるべく使いやすくしていただきたいって思いはありますけども、それは今後の課題として、今回の陳情に関しては不採択でお願いします。
- **〇矢田貝委員長** 門脇委員。

○門脇委員 私も不採択、採択しないでお願いしたいと思います。必要な方が成年後見制度、これが利用できるように成年後見制度利用支援事業、この活用を促進していく必要はあるんだろうなと思います。ただし、本市の財政負担も考えますと、やはり助成の対象者の範囲については十分に検討すべきことだろうと思っています。

先ほど石橋議員のほうからもありましたけど、本年3月に本市では米子市成年後見制度 支援計画と、こういうのが策定されております。私はこれにのっとって推し進めていく必 要があると考えておりますので、本陳情に関しては採択しないでお願いします。

- **〇矢田貝委員長** 森谷委員。
- ○森谷委員 不採択でお願いいたします。現状で足りてるというふうに判断いたしますので、不採択でお願いいたします。
- **〇矢田貝委員長** 戸田委員。
- **○戸田委員** 陳情第84号につきましては、不採択、採択しないと主張したいと思います。 今の要件については、鳥取市さんも米子市も勉強させていただいたんですが、あまりほと んど変わらないと。要件緩和については、私はちょっとそこは理解できないなというふう に思っております。

ただ、予算についてはどうなのかなという考え方もあるんですけれども、ただ鳥取市の執行状況の内容っていうのはちょっと分からない部分があるもんですから、その辺のところも参考とせねばいけませんけれども、今の要件緩和等々のを考えれば不採択ということで主張したいと思います。

- 〇矢田貝委員長 伊藤委員。
- ○伊藤委員 この成年後見制度の利用支援事業は、資力がなくて判断能力が乏しい方というところなので、これから認知症の方もどんどん増えるでしょうし、独居で親族がいない障がいのある方、親亡き後にっていうようなところの状況も増えると思っておりますので、この利用支援事業については、私は推進の立場でございますが、先ほど答弁にもありましたように、予算要望の考え方も実績に応じて補正もしていくというような考え方や、また給付要件の緩和ということが書いてありますけれども、何か誤解があるのかなというふうに思いますが、明確な違いはないというようなところを考えますと、私は関係者の皆さん方に何か情報がきちんと伝わってはないのではないかなと、何か誤解を生じさせることがあったというところで、とても残念に思っているところです。利用支援計画の中の11ページには、(2)のところに権利擁護支援の仕組みの構築というところで、誰でも必要な人が権利擁護支援を受けられる体制整備が必要だというふうにありまして、関係団体がつながり、権利擁護に関する共通認識を持つことが有用であるため、地域連携ネットワークを構築しますというふうにございますので、ここら辺のところ早急にしていただいて、誤解のないように、必要な方には必要な制度が受けられるようにしていただきたいと、それは要望いたしまして、採択しない、不採択でお願いしたいと思います。以上です。
- **〇矢田貝委員長** 石橋委員。
- **○石橋委員** 要件はほぼ同じだというふうに伺いましたが、市長が認めた者という表現というのは、なかなか難しいなというふうに思います。はっきりした基準がないというのはかえって難しいんではないか。運用の問題があるのかなというふうに私は思います。ただ、これから充実させていかなければいけない制度ですので、陳情者もそこはよく理解してお

られて、米子市の取組には感謝しつつ、でももうちょっと利用しやすくしてくださいというふうな陳情です。私は採択して、制度をよくしていくっていうことでやっていただきたい。採択を主張します。

〇矢田貝委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第84号、成年後見制度利用支援事業に係る予算要望と給付要件の緩和について、 採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手…石橋委員、土光委員〕

○矢田貝委員長 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第84号について、委員会審査報告書に記載する 意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に おいて集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後2時02分 休憩午後2時38分 再開

〇矢田貝委員長 民生教育委員会を再開いたします。

議案第58号、専決処分について、米子市市税条例及び米子市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川市民税課長。

○長谷川市民税課長 それでは、議案第58号について御説明いたします。議会運営委員会の資料1、6月定例会議案の2ページを御覧ください。議案第58号、専決処分についてでございますが、これは令和3年度税制改正に伴う地方税法の一部改正によるものでございまして、資料記載の個人市民税関係、軽自動車税関係、それから固定資産税関係のそれぞれの各項目について所要の条文追加等を行ったものでございます。

主な内容といたしましては、個人市民税関係では、住宅借入金等特別税額控除の拡充、延長に関する規定の整備を行っております。軽自動車税関係では、環境性能割の臨時的軽減期限の延長と種別割のグリーン化特例について、対象の限定と特例の期限の延長について見直しを行っております。固定資産税関係では、令和3年度の評価替えに伴い、令和3年度から令和5年度まで負担調整措置を講ずることとし、令和3年度については、前年度課税標準額に据え置くこととしております。以上でございます。

〇矢田貝委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

〇矢田貝委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第58号、専決処分について、米子市市税条例及び米子市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○矢田貝委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のと おり承認すべきものと決しました。

次に、議案第61号、米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制 定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

的早生活年金課長。

〇的早生活年金課長 議案第61号、米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。このたびの米子市特別医療費の助成に関する条例の改正については、大きく2点ございます。

1点目は、精神障がいの程度が2級または3級である者を医療費の助成の対象に追加するものでございます。

2点目は、現在助成対象となっている心身に重度の障がいがある者について、所得基準額を10万円引き上げるものです。また、これは県との協調事業でございまして、鳥取県におきましても6月議会において同様の改正が行われます。説明は以上です。

〇矢田貝委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第61号、米子市特別医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

〇矢田貝委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のと おり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川市民税課長。

○長谷川市民税課長 それでは、議案第62号について御説明いたします。議運の資料1、 6月定例会議案5ページを御覧ください。議案第62号、米子市市税条例の一部を改正す る条例の制定についてでございますが、これは令和3年度税制改正による地方税法の一部 改正に伴い、所要の整備を行おうとするものでございます。

主な内容といたしましては、個人市民税関係で特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を令和9年度分まで延長することとしております。それから、非課税限度額の算定の基礎となる親族につきまして、令和6年度から一定の非居住者を除くこととしております。以上でございます。

〇矢田貝委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第62号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○矢田貝委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のと おり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

鈴木固定資産税課長。

- ○鈴木固定資産税課長 本市において、引き続き地域経済牽引事業による企業立地の促進を図り、もって本市の経済の活性化に寄与するため、承認地域経済牽引事業者が固定資産税の課税の免除を受ける固定資産に係る対象施設の設置の期限を延長しようとするものです。これにつきまして、承認地域経済牽引事業者が固定資産税の課税の免除を受ける固定資産に係る対象施設の設置の期限を令和5年3月31日まで延長することといたします。
- ○矢田貝委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

〇矢田貝委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第63号、米子市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部 を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○矢田貝委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のと

おり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後2時47分 休憩午後2時51分 再開

〇矢田貝委員長 民生教育委員会を再開いたします。

広報広聴委員会の選出についてを議題といたします。

本件につきましては、米子市議会広報広聴委員会要綱第3条の規定に基づき、当委員会 から2名の委員を広報広聴委員に選出しようとするものでございます。

それでは、広報広聴委員をどのように決めさせていただきましょうか。立候補してくだ さる委員はございませんですか。

石橋委員、森谷委員、挙手がございます。ありがとうございます。

それでは、広報広聴委員会の委員には、石橋委員及び森谷委員を選出いたします。皆様、 これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と声あり]

〇矢田貝委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で民生教育委員会を閉会いたします。

午後2時52分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 矢田貝 香 織